

平成 21 年 12 月 4 日

資 料

（ 個人所得課税 ）

目 次

・ 個人所得課税（とりまとめに向けて）	1
・ 扶養控除の概要	2
・ 扶養控除（成年）の廃止についての考え方	3
・ 成年障害者等扶養控除（仮称）について（案）	4
・ 所得控除と税額控除のイメージ	5
・ 現在非納税者である方について、引き続き非納税者とするための措置（特別調整控除（仮称））のイメージ ..	6
・ 扶養控除（成年）の対象者①	7
・ 扶養控除（成年）の対象者②	9
・ 歳出面からの支援措置の例	10
（補足説明）	
・ 政府税制調査会諮問文（抜粋）	13
・ 民主党マニフェスト（抜粋）	14
・ 扶養控除の廃止に伴う増収見込額	15
・ 人的控除の概要	16
・ 所得税法上の「障害者」の範囲（イメージ）	17
・ 扶養控除（成年）の対象となる者の現状（総務省抽出調査）	18

(参考資料)

・ 所得税の基礎的な人的控除の概要	19
・ 特定扶養控除の推移	20
・ 給与所得控除制度の概要	21
・ 所得税・個人住民税の税率構造	22
・ 公的年金等控除制度の概要	23
・ 所得税の主な改正と税収の推移	24
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人（専業主婦）の給与所得者）	25
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子2人（共働き）の給与所得者）	26
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子1人（専業主婦）の給与所得者）	27
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦子1人（共働き）の給与所得者）	28
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦のみ（専業主婦）の給与所得者）	29
・ 個人所得課税の実効税率の推移（夫婦のみ（共働き）の給与所得者）	30
・ 個人所得課税の実効税率の推移（単身の給与所得者）	31
・ 所得税の税率の推移（イメージ図）	32
・ 所得税の限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較	33
・ 所得税の課税最低限（夫婦子2人の給与所得者の場合）	34
・ 所得税の課税最低限（夫婦子1人の給与所得者の場合）	35
・ 所得税の課税最低限（夫婦のみの給与所得者の場合）	36
・ 所得税の課税最低限（単身の給与所得者の場合）	37

・ 所得税における課税所得階級別の納税者数等	38
・ 給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較（夫婦子2人（専業主婦））	39
・ 課税ベース（イメージ図）	40
・ その他の所得控除の概要	41
・ 妻が専業主婦である雇用者／妻のいる雇用者	42
・ 諸外国の税制を活用した給付措置について	43

個人所得課税（とりまとめに向けて）

- 「所得再分配機能の回復」、「控除から手当へ」との考え方の下で、「就労している者と就労していない者のバランス」も考慮し、「子どもの養育を社会全体で支援する」との観点から、22年度改正において、「子ども手当」の議論とも関連し、扶養控除（年少・成年）を廃止することとしてはどうか。

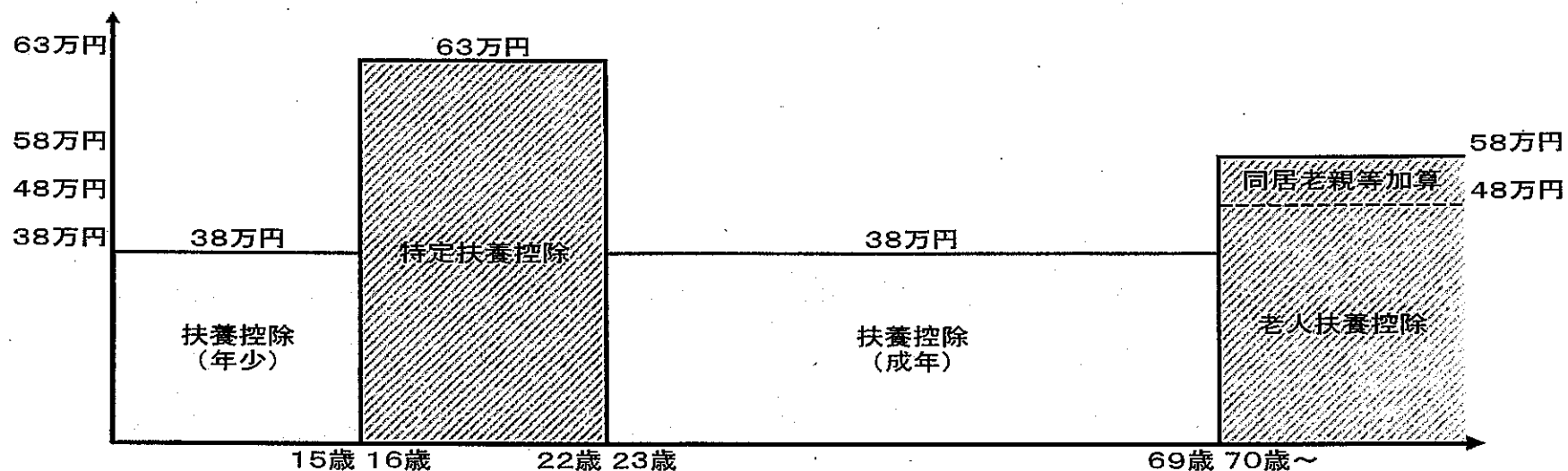
その際、成年のうち障害等の特別な人的事情を有する者（就労困難な者）を控除対象とする、新たな税額控除（「成年障害者等扶養控除」（仮称））を創設することとしてはどうか。

また、成年に対しては「手当」の支給がないことを踏まえ、現在非納税者である方については、引き続き非納税者となるよう措置を講ずることとしてはどうか。

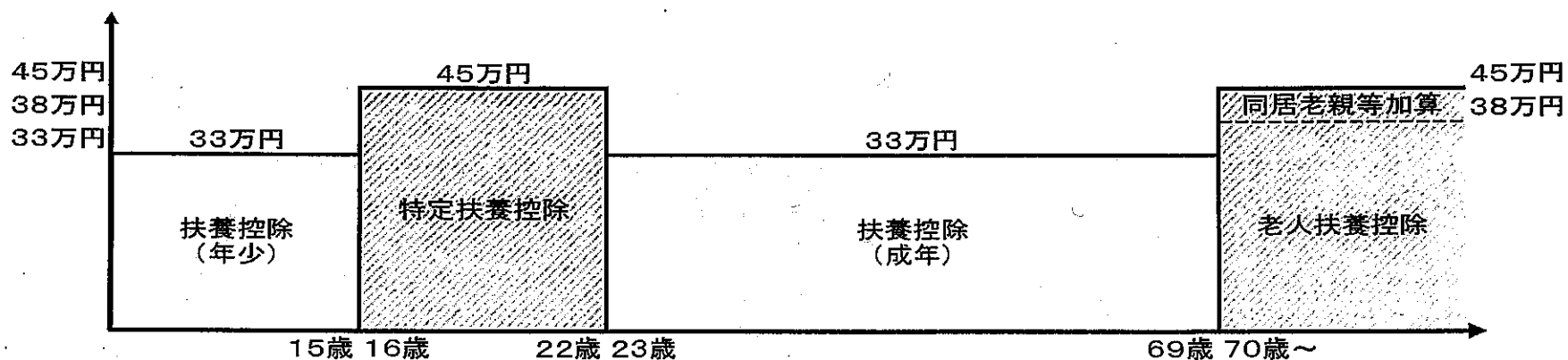
- 配偶者控除の見直しについては、その考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、23年度改正において取り組むこととしてはどうか。
- 所得再分配機能の回復等の観点からの、給与所得控除や特定扶養控除の見直しや、税率構造など本格的な所得税改革は、23年度改正において取り組むこととしてはどうか。
- 公的年金等控除などの年金課税の見直しについては、配偶者控除の見直しや年金制度改革の内容を踏まえて検討していくこととしてはどうか。

扶養控除の概要

扶養控除(所得税)



扶養控除(住民税)



扶養控除（成年）の廃止についての考え方

- ◎ 扶養控除（成年）の対象となる人は、23歳以上の者であり、年少の子どもとは異なり、基本的には就労し独立した生計を維持することが可能な世代。

具体的には、就労していない人やパート的な働き方（103万円以下の収入）をしている人を対象としている。

しかしながら、就労の状況を含めて多様なライフスタイルとなっている今日においては、障害等などにより就労することが困難な人は別として、このような世代の人のうち所得が一定以下の人を一律に扶養される人として控除（成年）の対象とする必要性は乏しいのではないか、税制上の措置としてバランスがとれていないのではないかと考えられる。

このため、「控除から手当へ」との考え方の下で、子どもの養育を社会全体で支援する観点から、子ども手当の創設とあいまって、扶養控除（成年）についても廃止することとしてはどうか。

（就労の有無・形態による税法上の取扱いの違い）

- ・ 就労していない人、パート的な働き方をしている人は扶養控除（成年）の対象となっているが、生活のために家族全員が働いていたり、高齢の人や障害がある人でも生活のために就労を余儀なくされていたりするような状況にある人は所得税を納税しており、控除の対象となっていない。

（参考） 飲食店従業員 時給 700 円 1 日 8 時間・年 220 日勤務 → 年収：123.2 万円・・・課税
時給 700 円 1 日 8 時間・年 100 日勤務 → 年収： 56.0 万円・・・非課税

- ・ （就労していない）大学院生等は扶養控除（成年）の対象となっているが、社会人として働きながら、夜学や大学院に通っている人は、所得税を納税しており、控除の対象となっていない。

- ◎ 扶養控除（成年）を廃止する際、成年のうち、障害などにより就労し独立した生計を維持することが困難な人に対して配慮する措置を講じてはどうか。

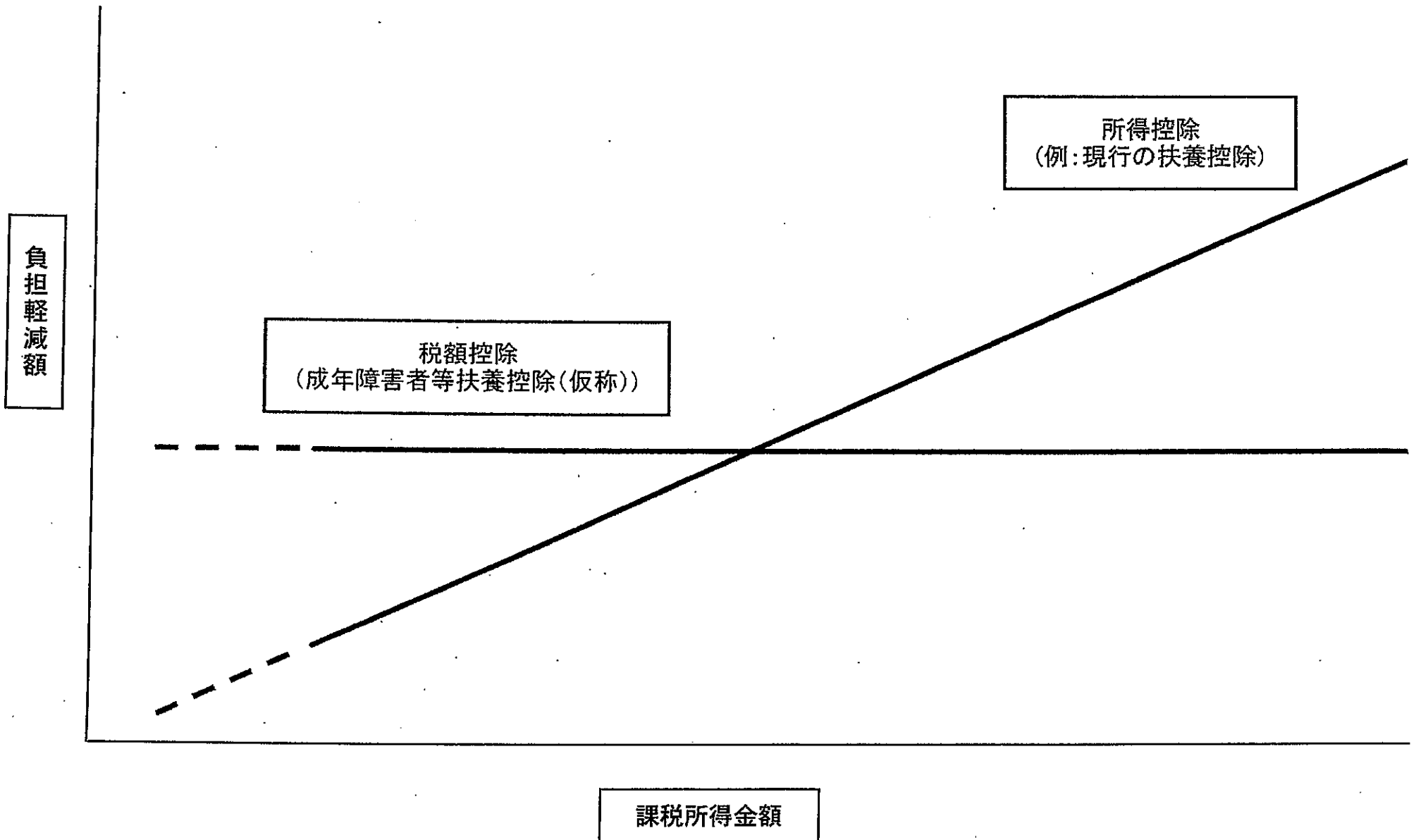
成年障害者等扶養控除（仮称）について（案）

成年のうち、「障害等のため就労し独立した生計を維持することが困難という特別の事情を有する方」を対象とする、新たな税額控除（「成年障害者等扶養控除」（仮称））を創設することとしてはどうか。

（対象者（案））

- ① 現行の障害者控除の対象の方
- ② 障害者控除の適用範囲の拡大（市町村長の認定の範囲の拡大）
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定を受けた方
- ④ 長期入院など生活面への支障をきたすことが客観的かつ明確であることについての公的機関による証明を受けた方

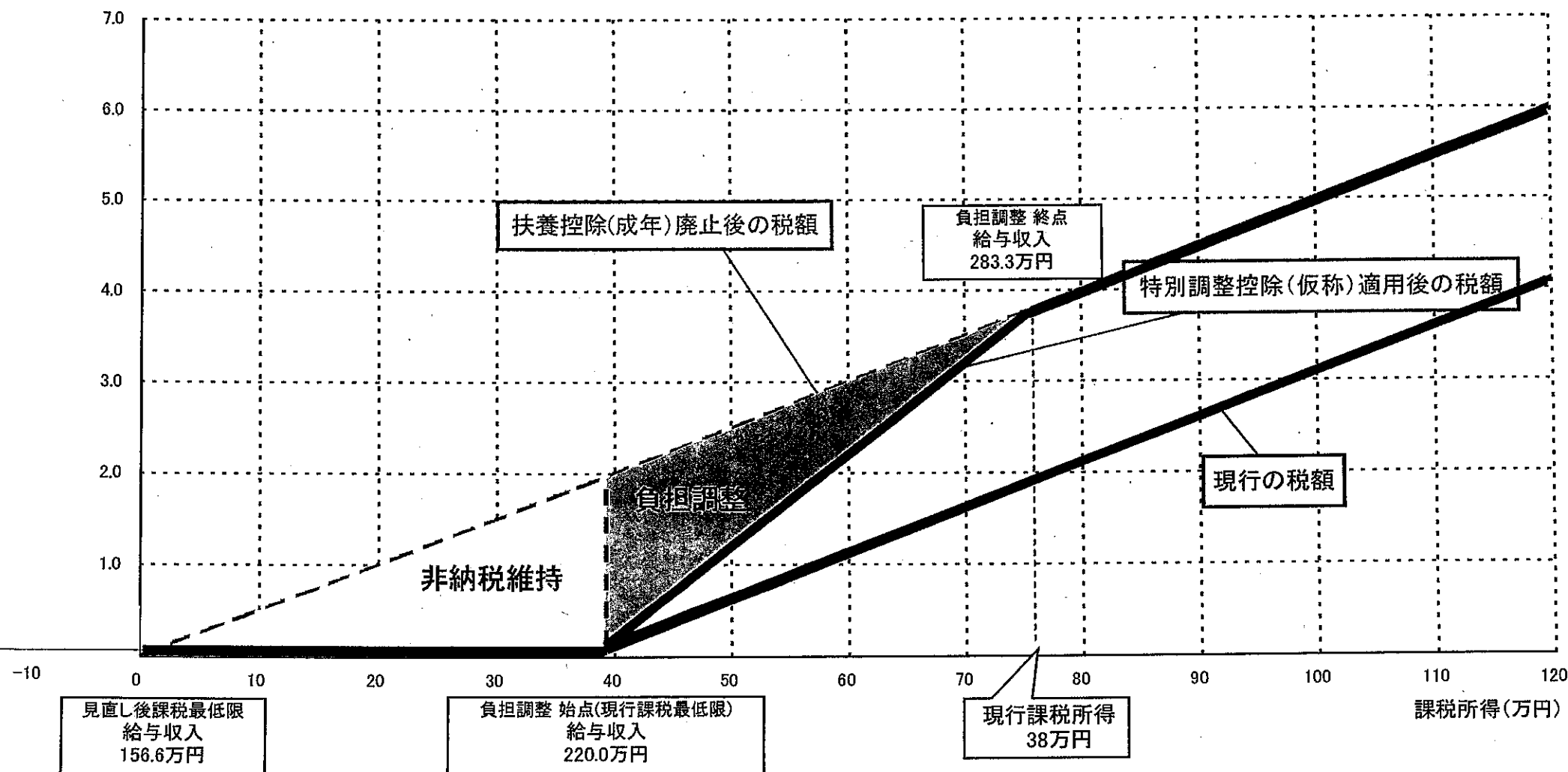
所得控除と税額控除のイメージ



現在非納税者である方について、引き続き非納税者とするための措置(特別調整控除(仮称))のイメージ
(夫婦+成年扶養1人世帯の場合)

- 成年に対しては手当の支給がないことを踏まえ、
- ・現在非納税者である方については、引き続き非納税者となるように、生じた税額の全額を税額控除
 - ・手取りベースでの逆転現象がおこらないように、負担調整のための一定の税額控除を行うこととしてはどうか。

税額(万円)



扶養控除（成年）の対象者①

精査中

〈扶養控除（成年）対象者数（21年度予算ベースでの見込み）〉

約520万人

23歳

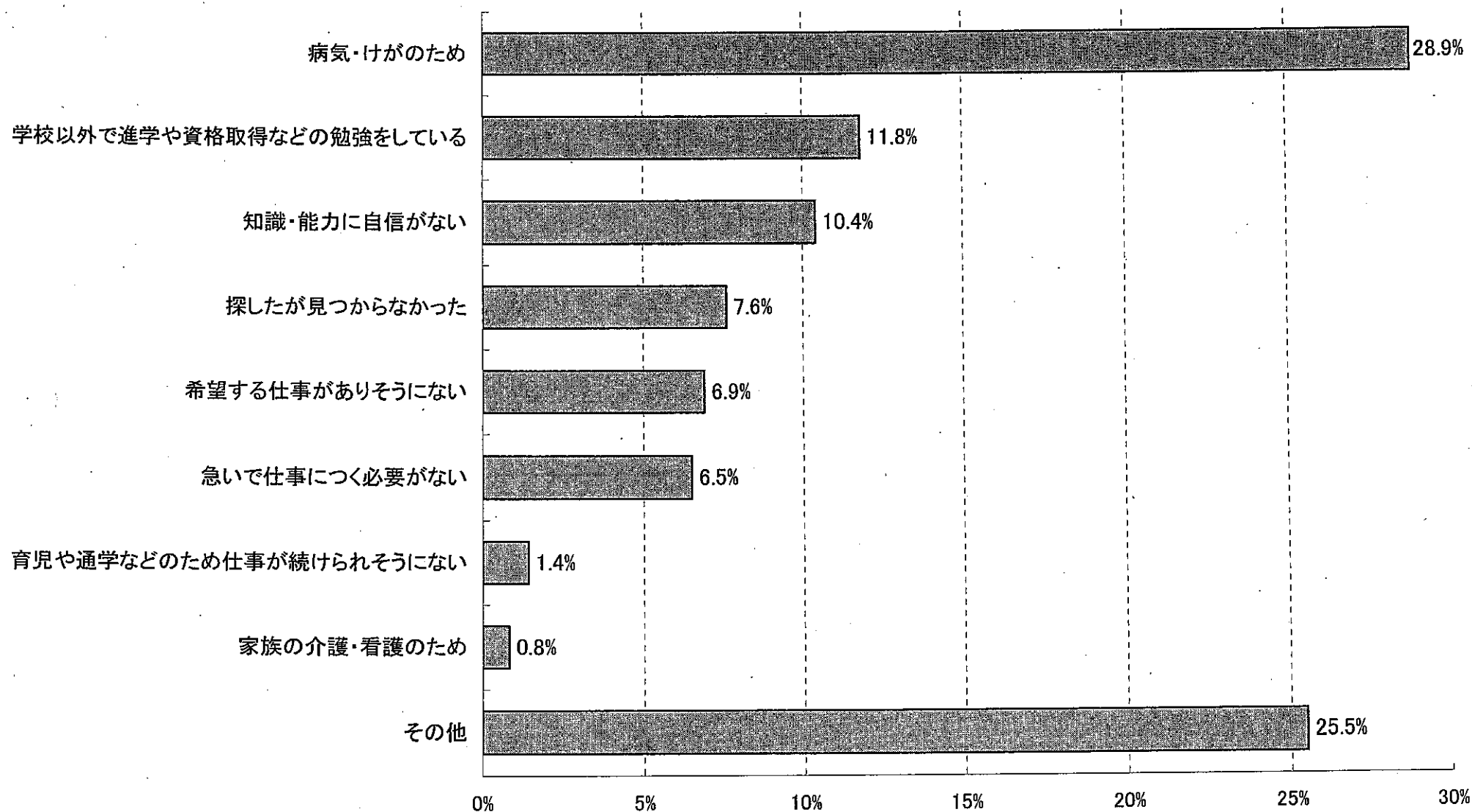
69歳

〈「平成19年就業構造基本調査」等より〉

23～69歳の者 約8,000万人			
23～69歳の世帯主（注） 約6,500万人		有業で 仕事の主	約3,800万人
		有業で仕事に従 ・無業	約2,600万人
23～69歳の世帯主（注） 以外の者 約1,600万人		有業で 仕事の主	約1,200万人
		408万人	
		有業で 仕事に従 ・無業	家事をしている者（200万人）
			通学している者（44万人）
			その他の者（164万人）

（注） 世帯主には、世帯主の配偶者を含む。

若年無業者(15歳～34歳)の非求職理由の割合(平成19年「就業構造基本調査」(総務省))



扶養控除（成年）の対象者②

- 家事手伝いや家族の介護をしている方
 - パート・フリーターの方（年収103万円以下の方）
 - 大学生・大学院生
 - 失業されている方・就職浪人の方
 - 高齢の方で年収の低い方
 - 障害を有している方
 - 介護を受けられている方
 - 難病等の方
 - 病気や交通事故で長期入院をされている方
- など

歳出面からの支援措置の例

〔就労支援〕

- 若年層に対しては、就労支援プログラム等の社会保障制度により、1人1人のニーズに応じたきめ細かな対応を実施し、正規雇用化等を支援。

（参考）

- ・ 20 年度においては、フリーター常用雇用化プラン（ハローワーク、ジョブカフェを活用等）により、約 27 万人を常用雇用化。
- ・ 21 年度においては、年長フリーター等（25～39 歳）に重点を置いた「フリーター等正規雇用化プラン」を推進中。ハローワーク、ジョブカフェの活用に加え、若者への職業能力開発機会の提供（参加協力企業に対する助成等）。

〔失業対策〕

- 突然の失業等により生活に影響をきたしかねない人に対しては、雇用保険（失業等給付）や雇用対策等で対応。

（参考）

- ・ 失業等給付：倒産・解雇等による離職者については、年齢及び被保険者であった期間により 90～330 日、一般の離職者については、被保険者であった期間により 90～150 日分の手当を支給。
- 長期失業者や非正規離職者等の雇用保険を受給できない人に対しては、雇用保険と生活保護の間をつなぐ、新たなセーフティネットとしての、職業訓練、再就職、生活への支援を 21 年度から総合的に実施（「緊急人材育成支援事業（職業訓練の拡充・生活支援給付等」（予算措置（「緊急人材育成・就職支援基金」））

（参考）

- ・ 訓練・生活支援給付：雇用保険を受給できない者で、ハローワークの斡旋により職業訓練を受講する等の要件を満たす者に対し、訓練期間中の生活費を給付（月 10～12 万円）。希望者には、貸付を上乗せ（月 5～8 万円）

[奨学金]

- 大学生・大学院生に対しては、奨学金制度により支援。

(参考) 18 年度奨学金の受給割合 (括弧内は 8 年度) (独) 日本学生支援機構調べ

学部生：41% (21%)、修士：54% (40%)、博士：65% (66%)

※学部生：年 36 万円～76.8 万円、大学院生：年 60 万円～146.4 万円

※18 年度アルバイト・定職等に係る平均収入

学部生：年 39 万円、修士：年 49 万円、博士：年 136 万円

[介護支援]

- 介護を担う方については、介護保険制度により介護の負担を軽減。また、育児・介護休業法により、家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう、一定期間の介護休業が認められるなどの環境整備（介護休業をとった雇用保険被保険者には、介護休業給付金が支給）。

(参考 1) 育児・介護休業法のポイント

- ・ 介護休業：要介護状態にある対象家族につき、常時介護が必要となった場合にのべ 93 日間の介護休業をとることが可能。
- ・ 時間外労働の制限：事業主は、家族の介護を行う労働者が請求した場合には、1 ヶ月 24 時間、1 年 150 時間を超える時間外労働をさせてはならない。
- ・ 深夜業の制限：事業主は、家族の介護を行う労働者が請求した場合には、深夜（午後 10 時から午前 5 時まで）において労働をさせてはならない。

(参考 2) 介護休業給付金：休業前賃金の 40%相当額（賃金と給付の合計が休業前賃金の 80%を超える場合には、超える額を減額）

[高齢者支援]

○ 高齢者についての雇用確保・就労面で支援。

(参考)

- ・ 60 歳代の雇用確保に向けた取組が進んできており、今後、22 年度末までに、65 歳以上定年企業の割合を 50% (20 年 6 月 1 日 39%)、「70 歳まで働ける企業」の割合を 20% (20 年 6 月 1 日 12%) とすることが目標

※「定年引上げ等奨励金」：65 歳以上定年引上げ、70 歳以上継続雇用制度、勤務時間多様化等に取り組む事業主に対する支給（中小企業定年引き上げ等奨励金）等

- ・ 高齢者の多様な就業・社会参加の支援

※シルバー人材事業の推進：現在会員数 76 万人

※シニア就業支援プログラム事業：高齢者の技術、技能、資格、職業経験等を登録し、地域の企業、団体、地域コミュニティなど的高齢者ニーズとマッチングさせる仕組みを構築

補足資料

政府税制調査会諮問文（抜粋）

現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない。

こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項をはじめとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。

- (3) 所得税の控除のあり方を根本から見直すなど、個人所得課税のあり方について検討すること。特に格差是正や消費税の逆進性対策の観点から給付付き税額控除制度のあり方について検討すること。

民主党マニフェスト

マニフェスト

○「控除」から「手当」へ転換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」を創設。

※特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除等は存続させる。年金税制について公的年金等控除拡大・老年者控除復活を実施するので、配偶者控除を廃止しても、年金受給者の税負担は軽減される。

扶養控除の廃止に伴う増収見込額

	配偶者控除	扶養控除 (年少)	特定扶養控除	扶養控除 (成年)	老人扶養控除	着色部分の 合 計
所 得 税	0.6兆円	0.5兆円	0.5兆円	0.2兆円	0.2兆円	0.8兆円

※ 21年度予算ベース。

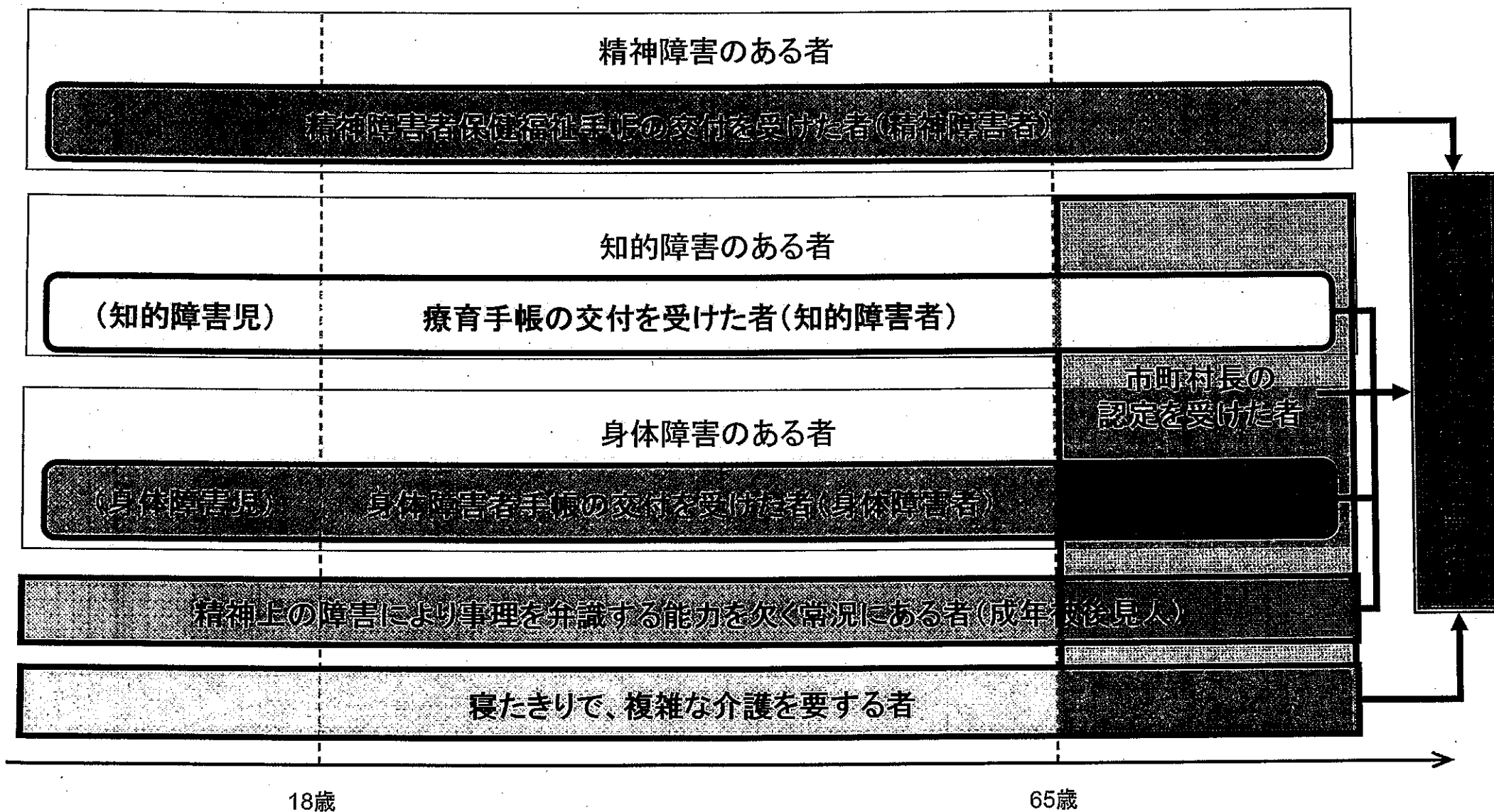
人的控除の概要

		創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		減 収 額	
				所 得 税	個 人 住 民 税	所 得 税	個 人 住 民 税
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	1.8兆円程度	1.8兆円程度
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者				
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	38万円	33万円	0.6兆円程度	0.4兆円程度
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	48万円	38万円		0.1兆円程度
	(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している者	+35万円	+23万円	(200億円程度)(注)	(100億円程度)(注)
	配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者(本人の年間所得1,000万円以下)	最高38万円	最高33万円	300億円程度	300億円程度
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者				
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	38万円	33万円	0.8兆円程度	0.6兆円程度
	特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	63万円	45万円	0.5兆円程度	0.2兆円程度
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	38万円	0.2兆円程度	0.1兆円程度
特 別 な 人 的 控 除	(同居特別障害者加算)	昭和57年 (1982年)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している者	+35万円	+23万円	(200億円程度)(注)	(100億円程度)(注)
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・老人扶養親族が本人と同居している者	+10万円	+7万円	300億円程度	200億円程度
	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である者	27万円	26万円	0.1兆円程度	0.1兆円程度
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・上記の者が特別障害者である者	40万円	30万円		
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	次の要件のいずれかに該当する者 ①夫と死別した者(本人の年間所得500万円以下) ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	100億円程度	300億円程度
	(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	+8万円	+4万円		
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	27万円	26万円		
勤労学生控除		昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者(本人の年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下)	27万円	26万円	10億円程度	僅少

(参考) 所得税の減収額は、平成21年度予算ベースを基に推計したもの。住民税の減収額は、「平成20年度市町村税課税状況等の調査」により算出したもの(比例税率化後)。

(注) 同居特別障害者加算に係る減収額は、配偶者控除及び扶養控除の合計である。

所得税法上の「障害者」の範囲(イメージ)



扶養控除(成年)の対象となる者の現状(総務省抽出調査)

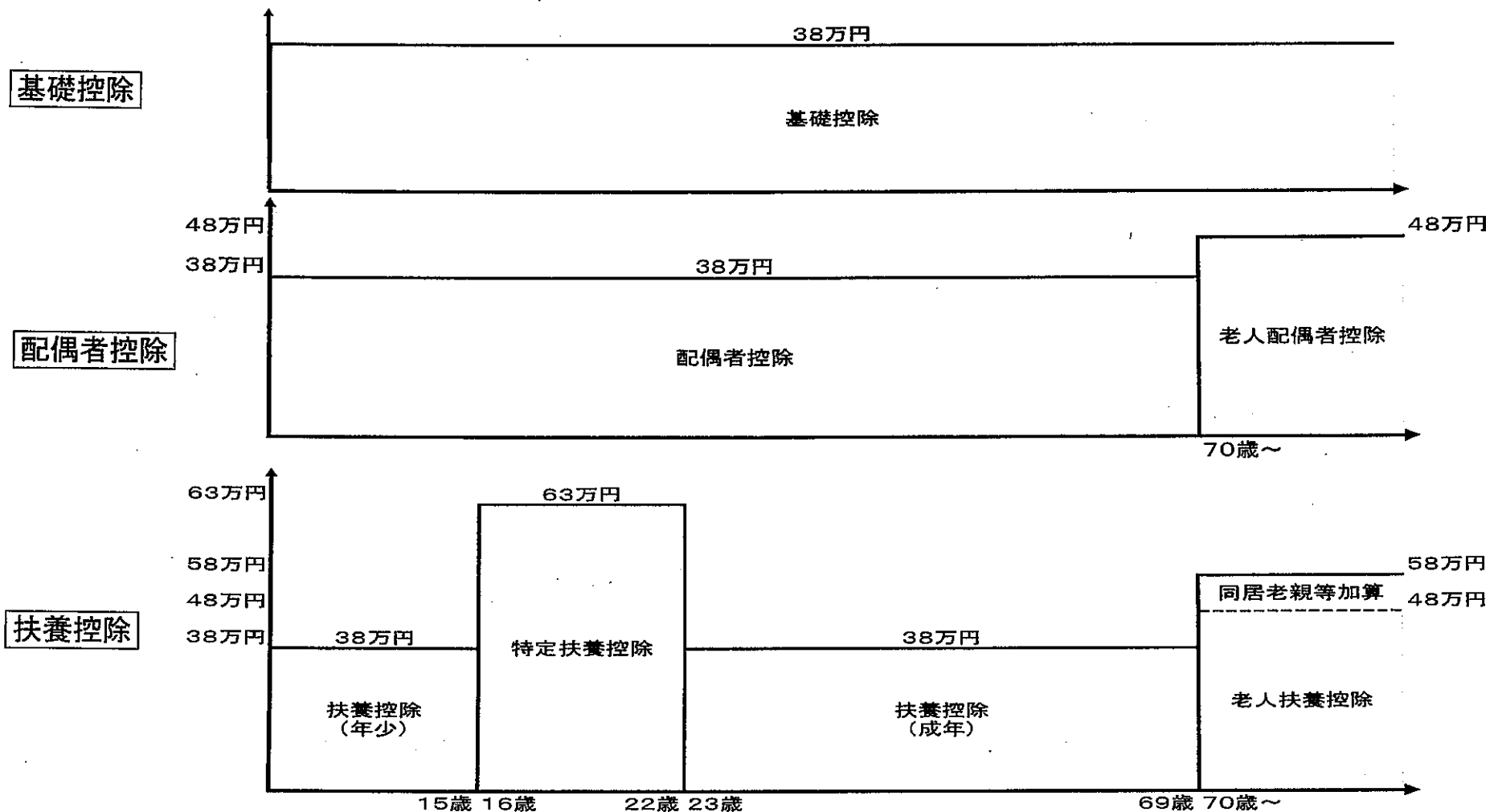
年齢	政令市A		政令市B		政令市C		一般市D (人口5万人程度)	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
23～24	10,711	16.0	7,286	19.2	5,234	21.6	245	18.4
25～29	12,705	19.0	7,937	21.0	5,231	21.6	240	18.0
30～34	7,667	11.5	4,253	11.2	2,923	12.1	158	11.8
35～39	6,213	9.3	3,097	8.2	2,273	9.4	107	8.0
40～44	3,982	6.0	2,333	6.2	1,481	6.1	52	3.9
45～49	2,838	4.2	1,860	4.9	953	3.9	50	3.7
50～54	2,535	3.8	1,828	4.8	751	3.1	51	3.8
55～59	4,563	6.8	2,576	6.8	1,113	4.6	69	5.2
60～64	6,227	9.3	2,858	7.6	1,634	6.7	132	9.9
65～69	9,396	14.1	3,825	10.1	2,654	10.9	230	17.2
成年扶養親族合計	66,837	100	37,853	100	24,247	100	1,334	100

○ 政令市3団体、一般市1団体の協力を得て、総務省において調査を行ったもの(平成20年度課税ベース)。

参考資料

所得税の基礎的な人的控除の概要

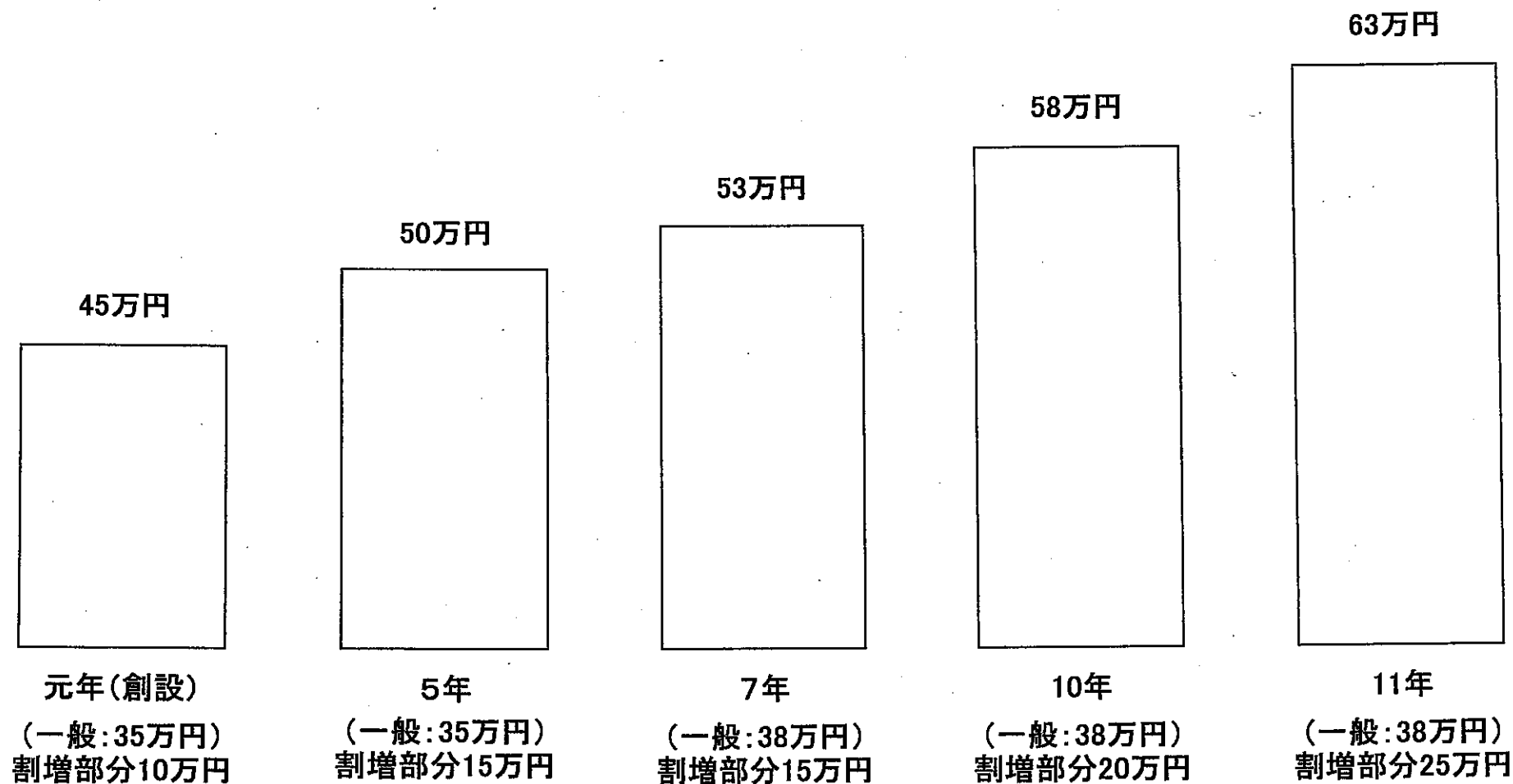
- 累次の改正により、諸控除は拡充されてきた(基礎控除、配偶者控除、扶養控除:33万円(昭和61年)⇒38万円(現行))。
- 平成元年に創設された特定扶養控除(創設時45万円)は、現在63万円となっている。



※ 障害者控除:本人、配偶者や扶養親族が障害者である場合には、(基礎控除、配偶者控除や扶養控除に加え、)27万円の所得控除。

特定扶養控除の推移

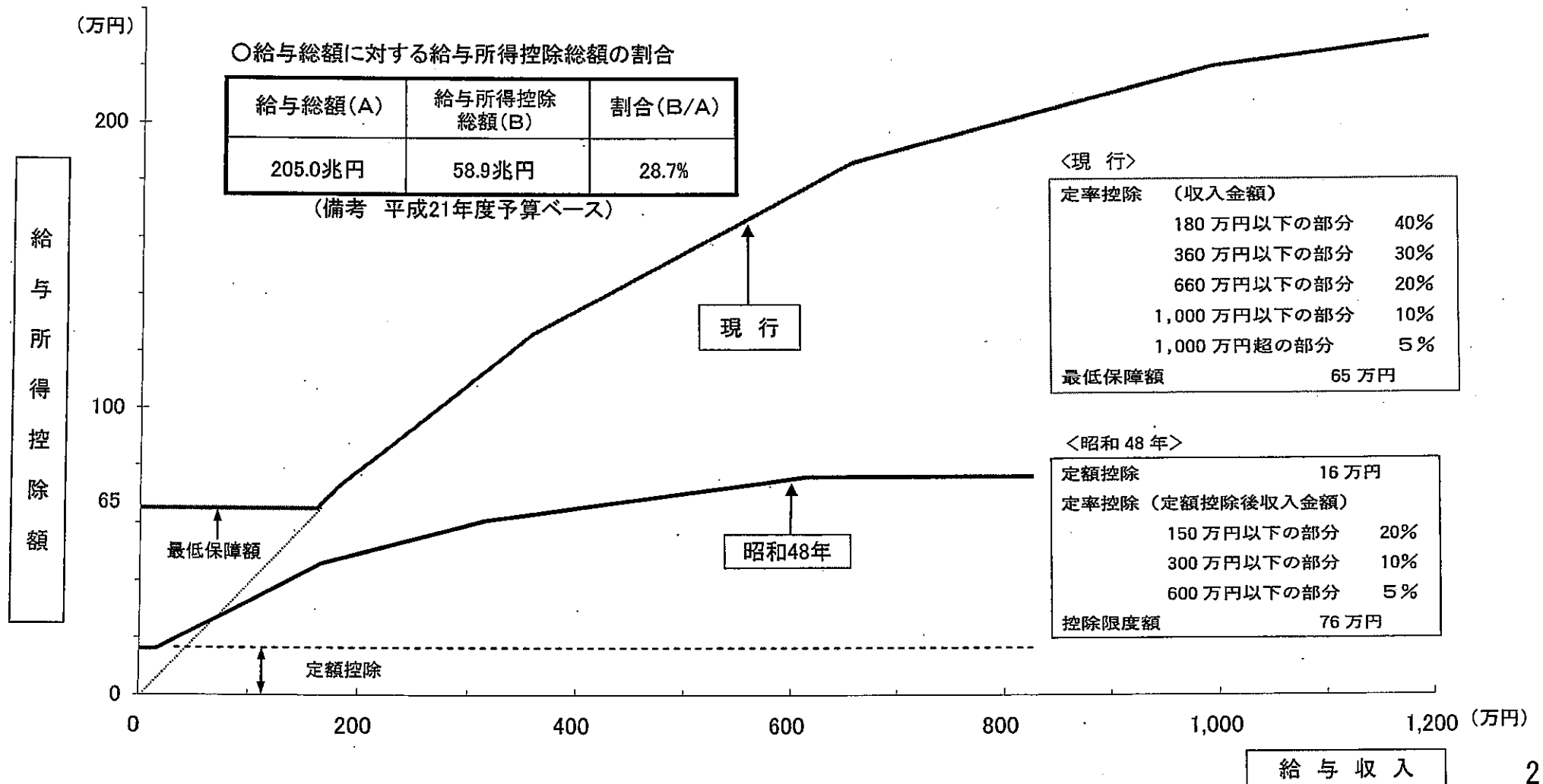
- 特定扶養控除は、教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図る見地から、高校入学から大学卒業を念頭に、16～22歳の扶養親族に対して、扶養控除が割増された控除制度として、平成元年に設けられた。



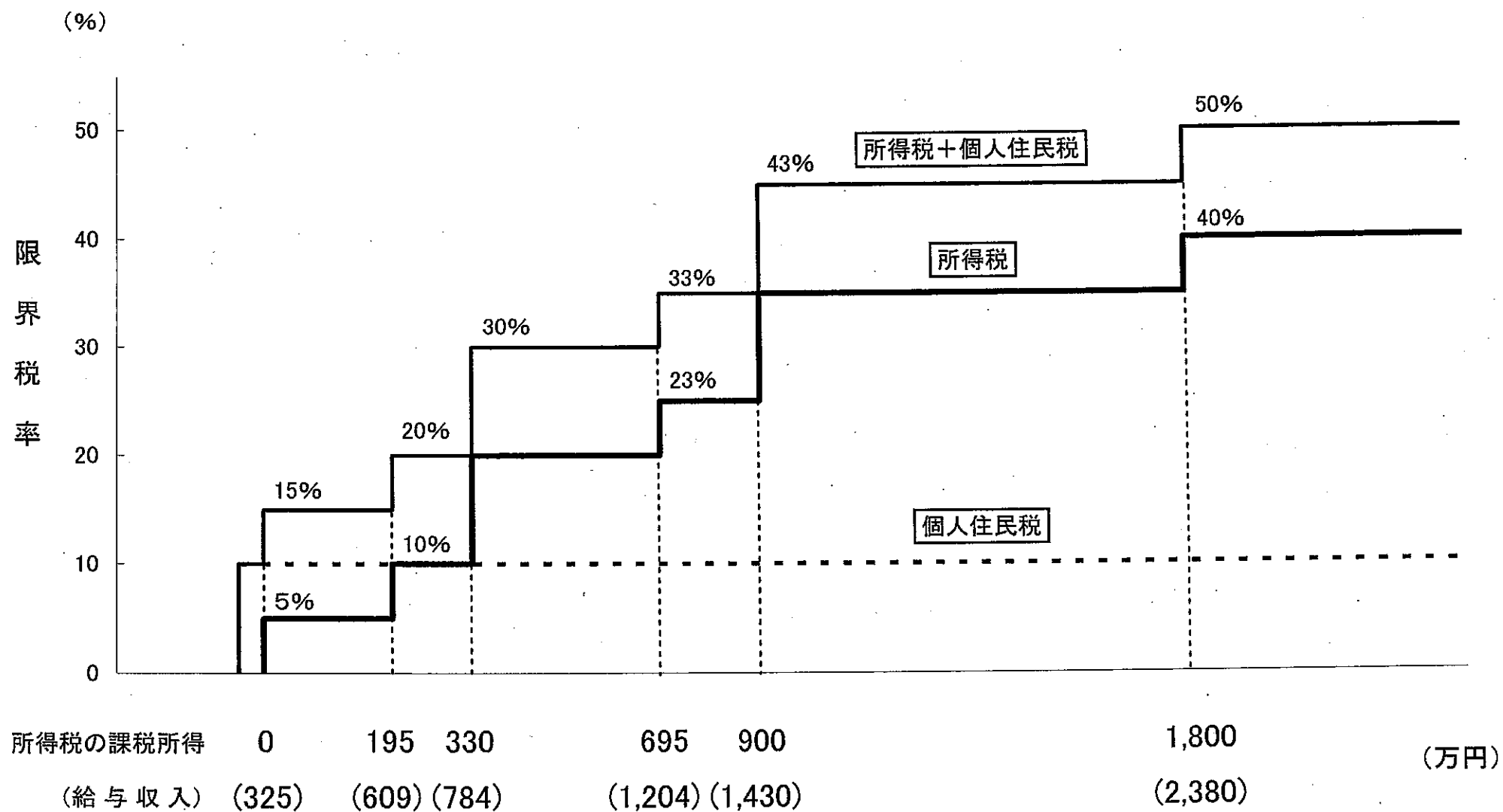
給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増(上限なし(昭和48年分以前は上限あり))。

※ 通勤費などの特定支出の額が給与所得控除額を超えるときは、その超える部分を控除することができる(特定支出控除)。



所得税・個人住民税の税率構造

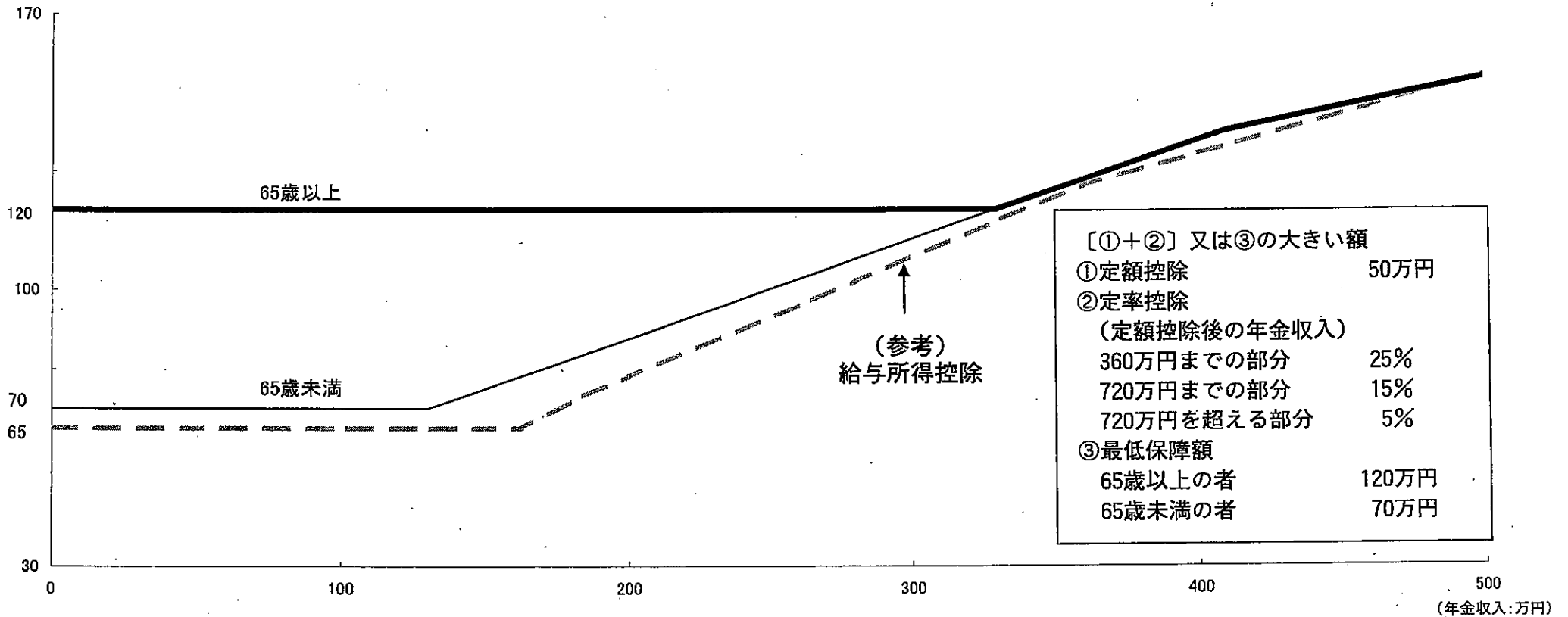


(注) ()内は夫婦子2人の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族に該当する場合の給与収入である(万円未満四捨五入)。

公的年金等控除制度の概要

○ 公的年金等については、公的年金等控除の適用がある。

(控除額: 万円)



[モデル年金額] 199.9万円

[課税最低限] ○年金受給者(夫婦世帯): 205.3万円

(参考) 給与所得者(夫婦世帯): 156.6万円

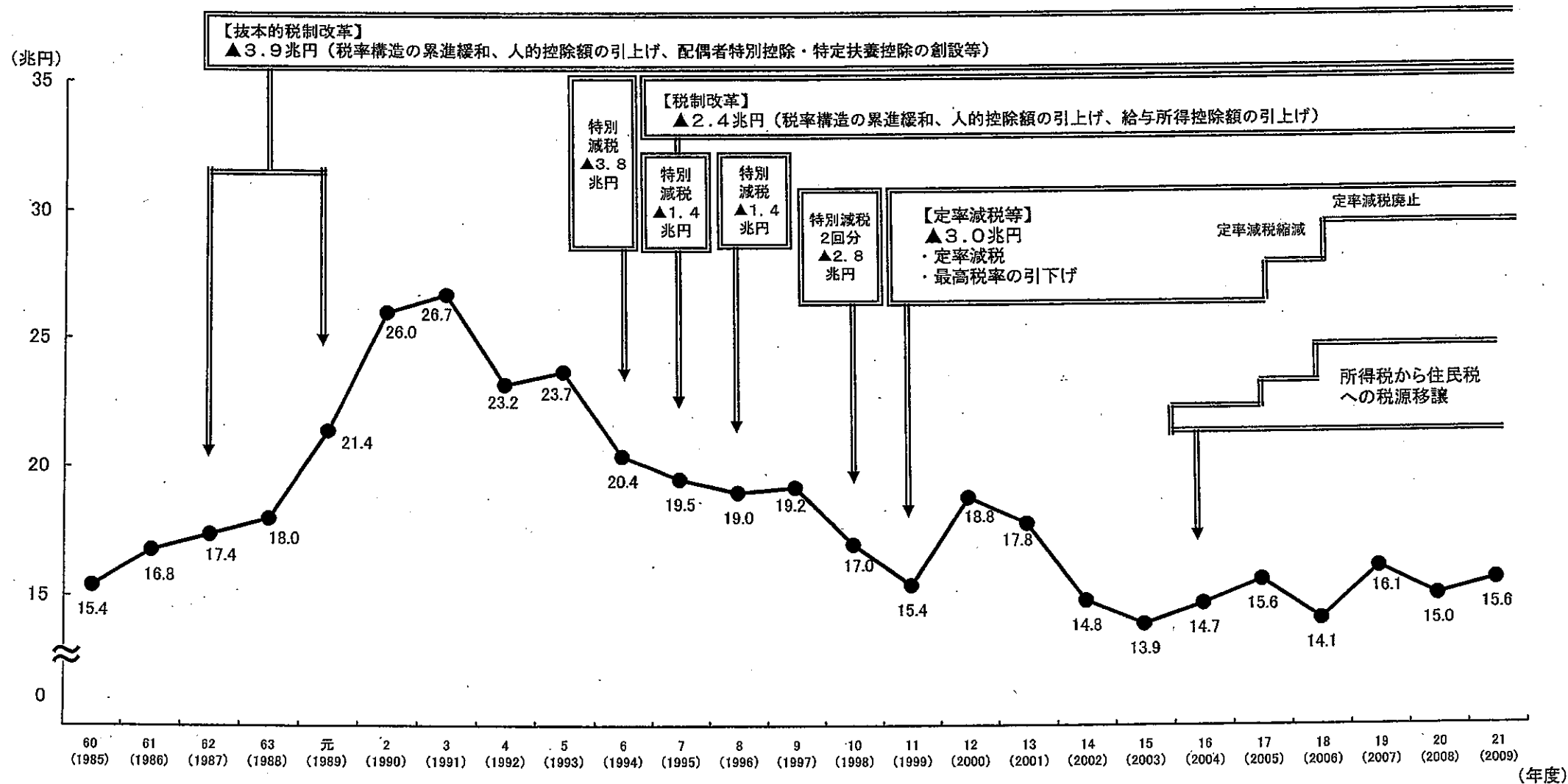
(注) 1.モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(20年度物価スライド実施後)である。

2.年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。

3.課税最低限の算出においては、一定のモデル式による社会保険料が控除されるものとしている。

所得税の主な改正と税収の推移

- 昭和62・63年や平成6年に税率構造の見直しや人的控除額の引上げが行われるなど累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- この間、所得税収は、平成3年度の26.7兆円をピークに、20年度の実績は15.0兆円となっている。

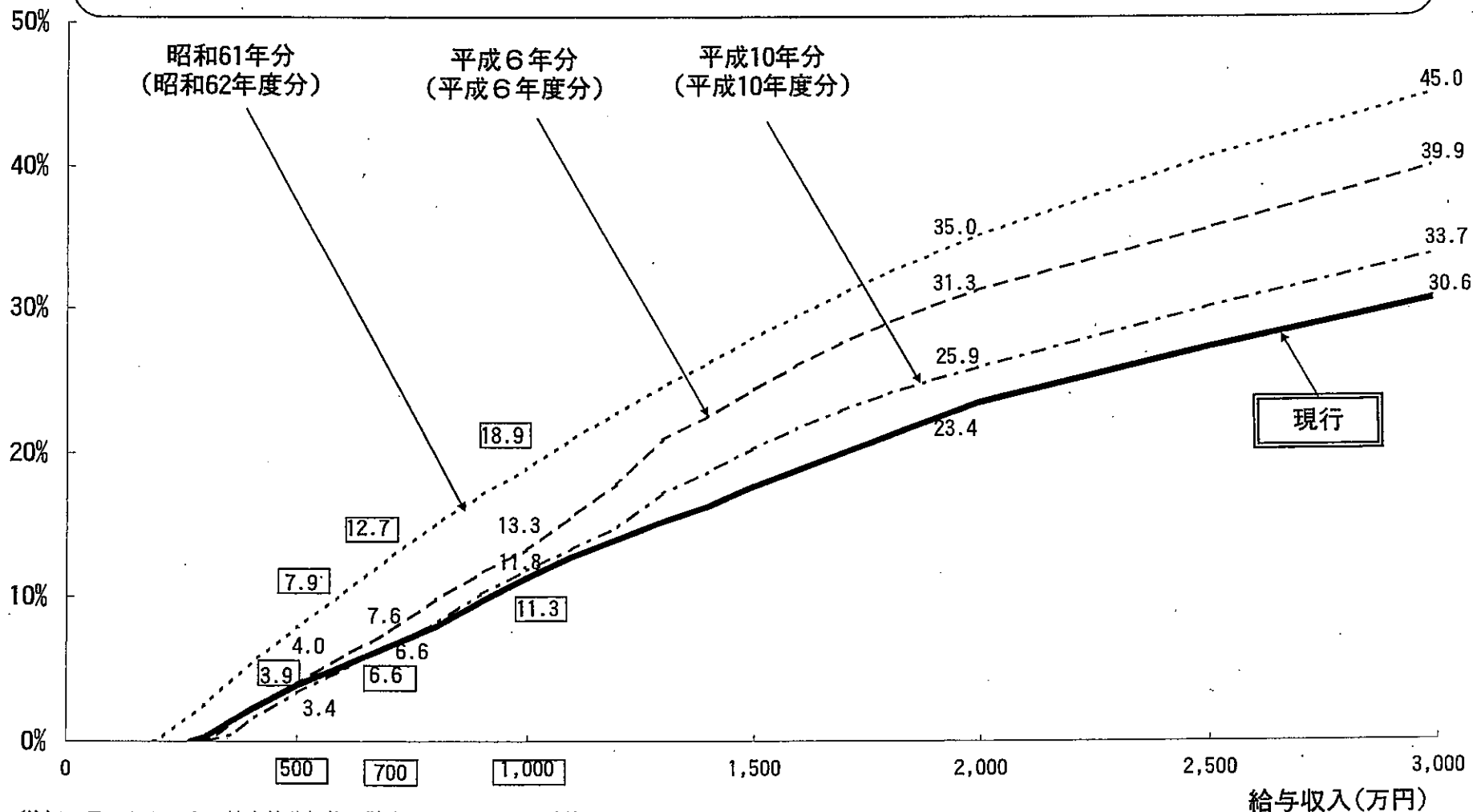


(注1) 所得税収は、20年度までは決算額、21年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円）後の計数である。

(注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

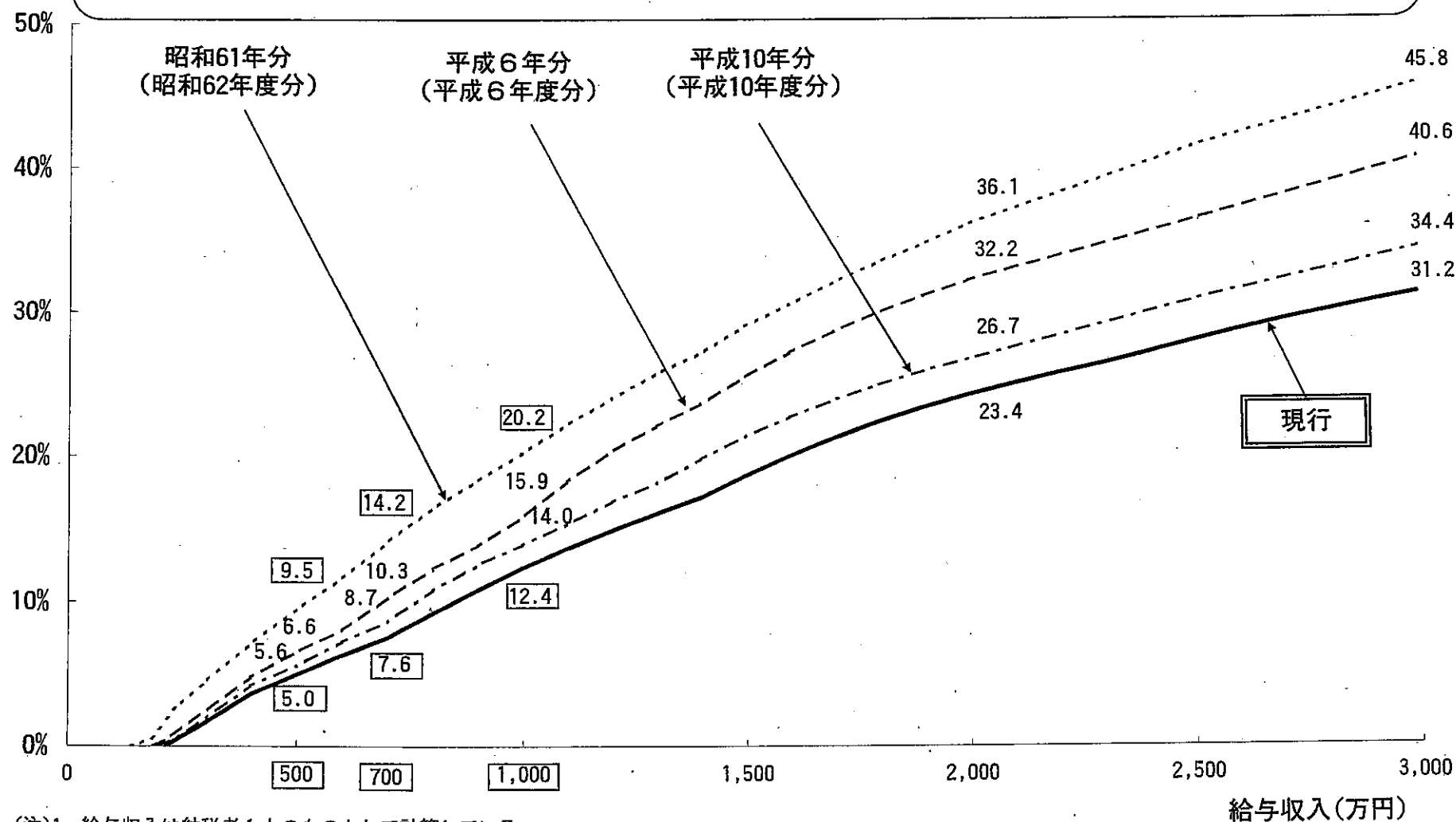
- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 7.9% → 3.9%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 12.7% → 6.6%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 18.9% → 11.3%



- (注) 1. 子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子2人(共働き)の給与所得者)

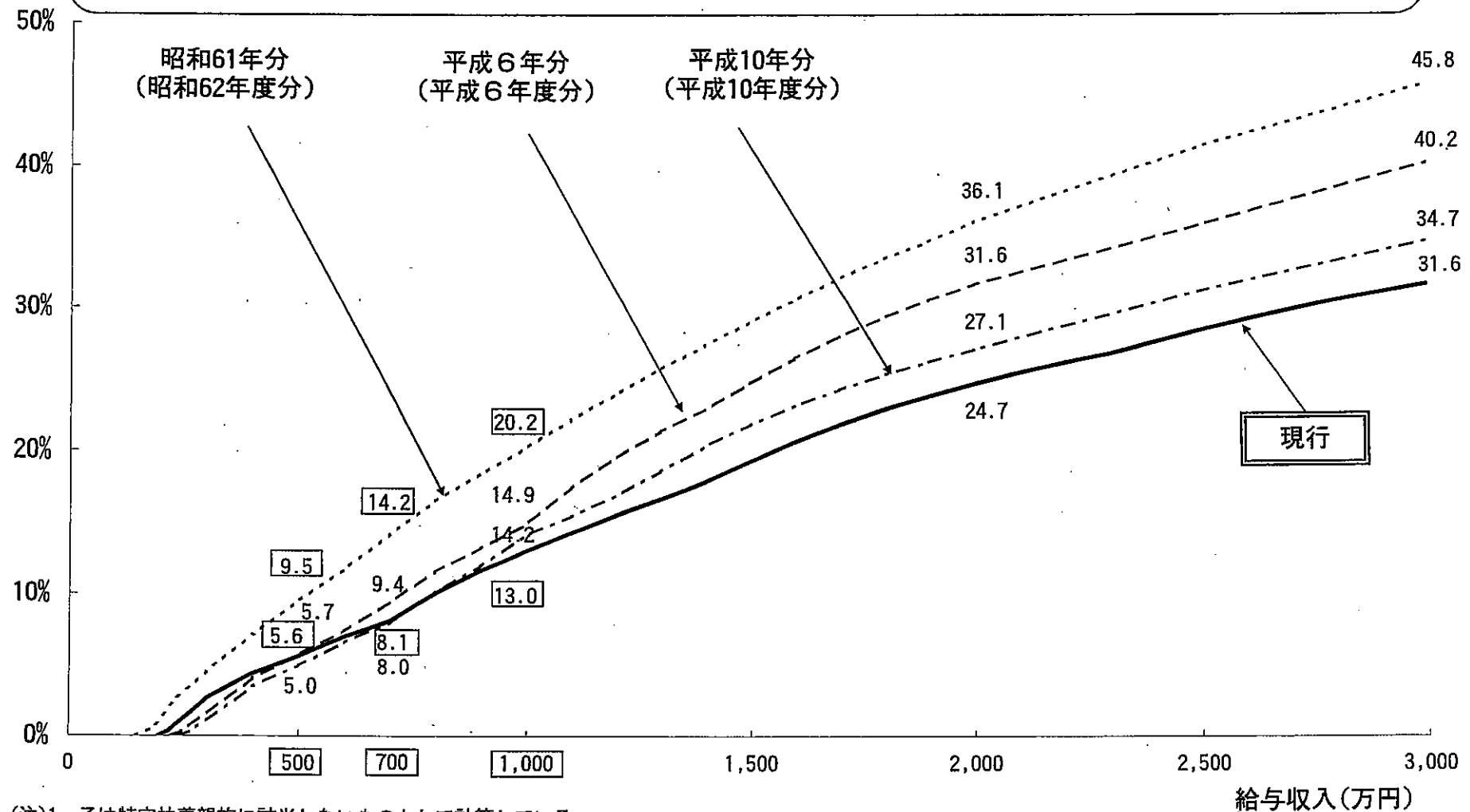
- 累次の改正により所得再分配機能は低下。 (昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 9.5% → 5.0%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 14.2% → 7.6%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 20.2% → 12.4%



- (注) 1. 給与収入は納税者1人のものとして計算している。
 2. 納税者1人が子を2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)とも扶養しているものとして計算している。
 3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子1人(専業主婦)の給与所得者)

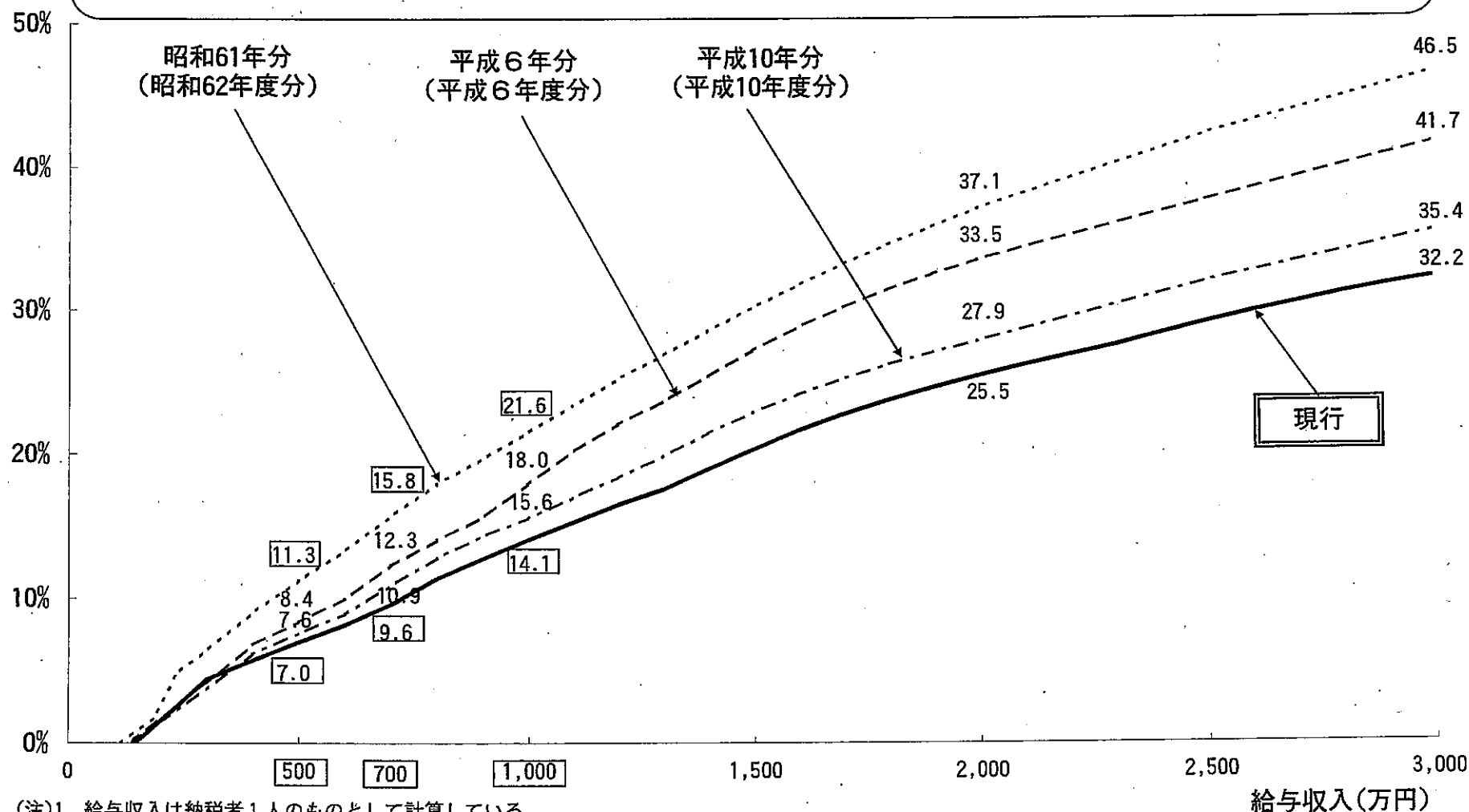
- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 9.5% → 5.6%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 14.2% → 8.1%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 20.2% → 13.0%



- (注)1. 子は特定扶養親族に該当しないものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦子1人(共働き)の給与所得者)

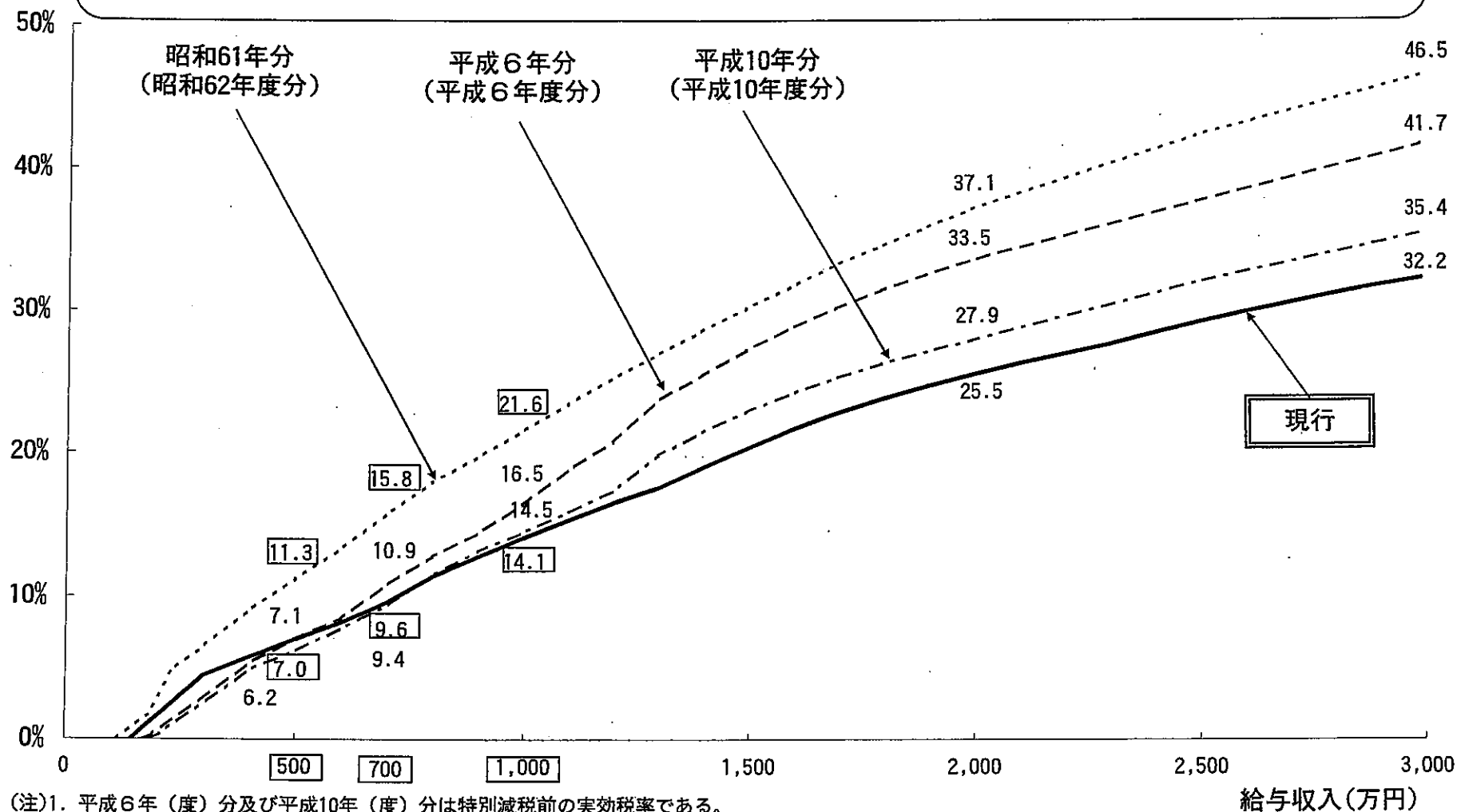
- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 11.3% → 7.0%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 15.8% → 9.6%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 21.6% → 14.1%



- (注) 1. 給与収入は納税者1人のものとして計算している。
 2. 納税者1人が子(特定扶養親族に該当しない)を扶養しているものとして計算している。
 3. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 4. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

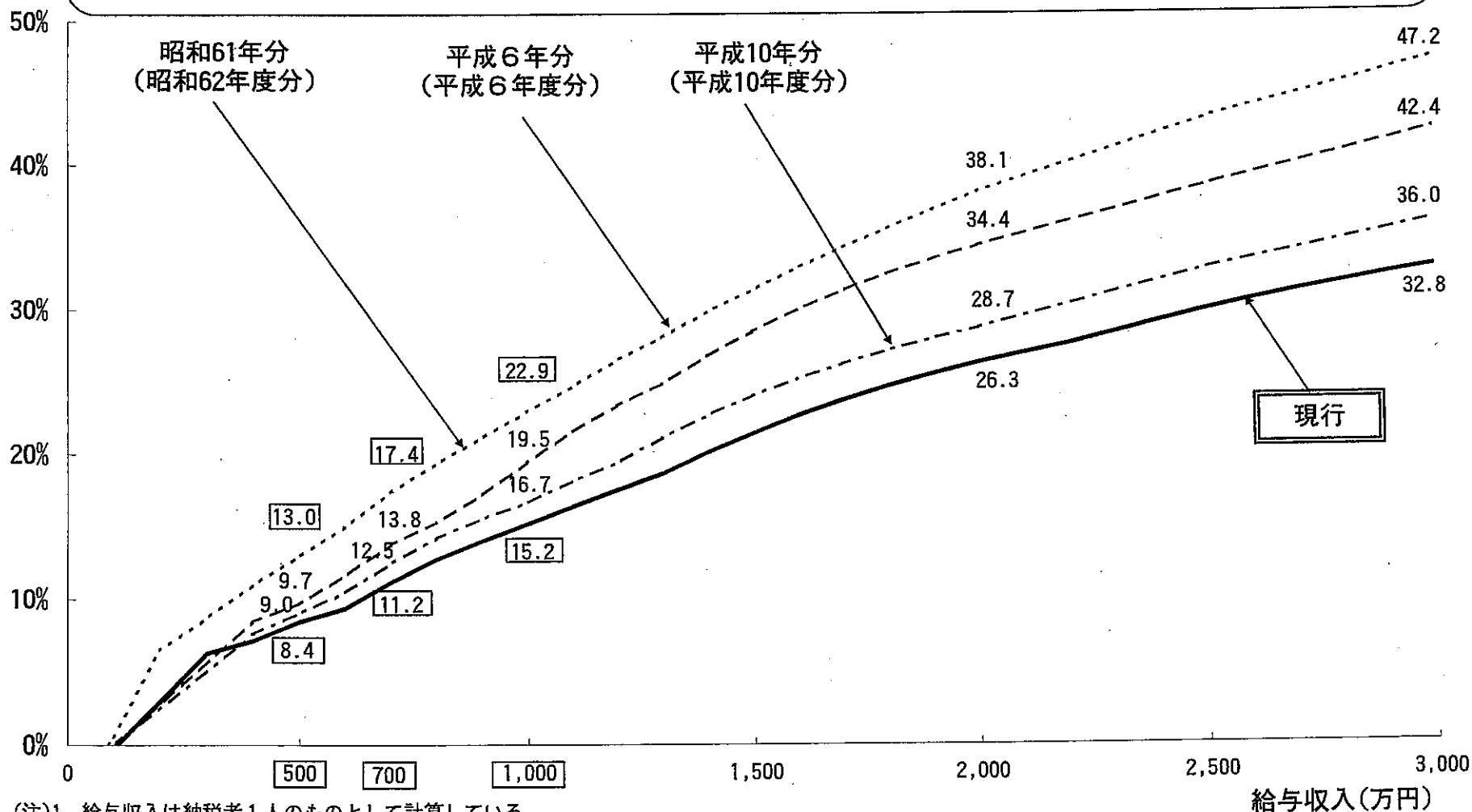
個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦のみ(専業主婦)の給与所得者)

- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 11.3% → 7.0%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 15.8% → 9.6%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 21.6% → 14.1%



個人所得課税(所得税+個人住民税)の実効税率の推移(夫婦のみ(共働き)の給与所得者)

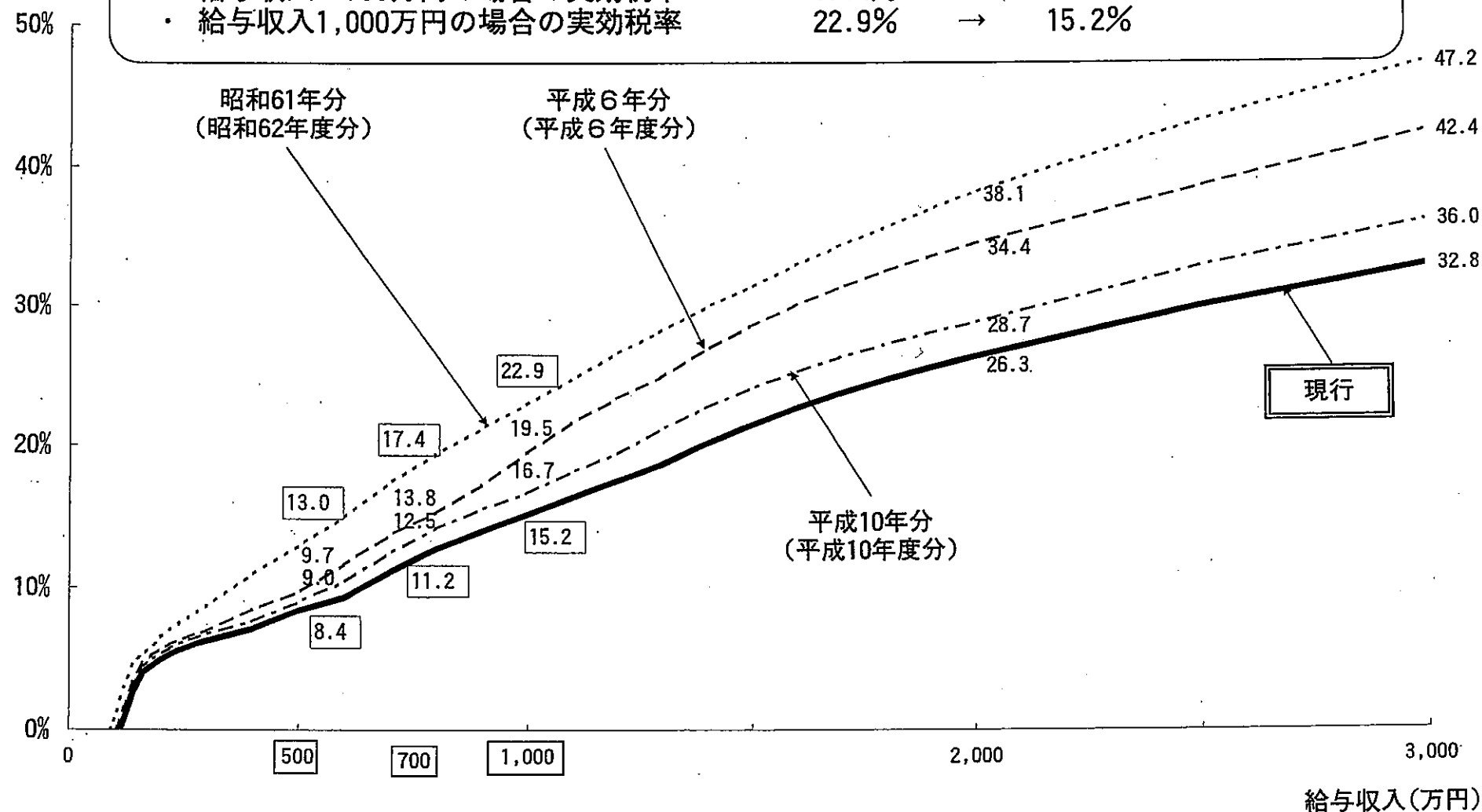
- 累次の改正により所得再分配機能は低下。(昭和61年分) (現行)
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 13.0% → 8.4%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 17.4% → 11.2%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 22.9% → 15.2%



- (注) 1. 給与収入は納税者1人のものとして計算している。
 2. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。
 3. 表中の数値は、給与収入500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

個人所得課税（所得税＋個人住民税）の実効税率の推移（単身の給与所得者）

- 累次の改正により所得再分配機能は低下。（昭和61年分） （現行）
- ・ 給与収入 500万円の場合の実効税率 13.0% → 8.4%
 - ・ 給与収入 700万円の場合の実効税率 17.4% → 11.2%
 - ・ 給与収入1,000万円の場合の実効税率 22.9% → 15.2%

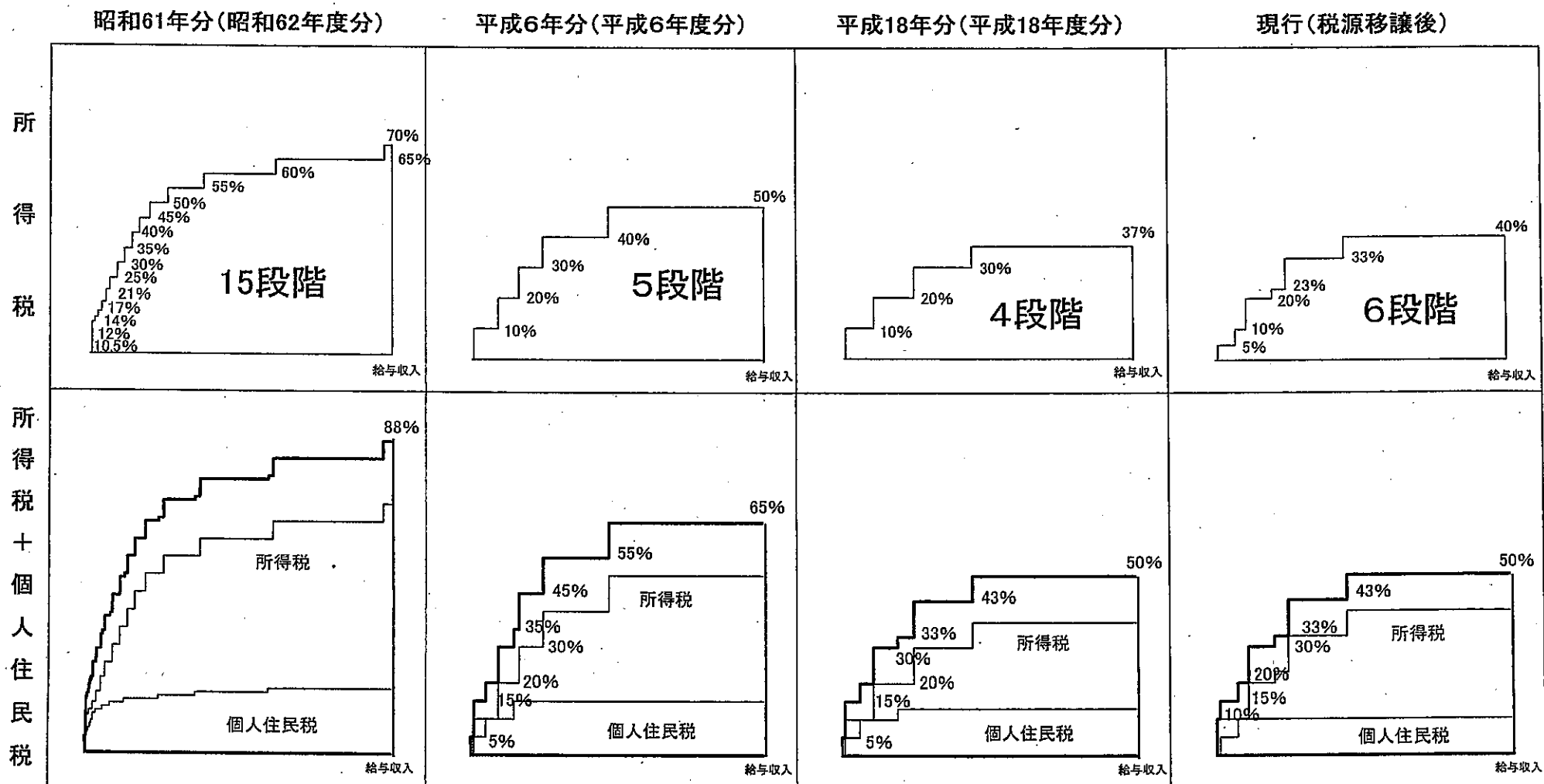


(注)1. 平成6年(度)分及び平成10年(度)分は特別減税前の実効税率である。

2. 表中の数値は、給与収入 500万円、700万円、1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の実効税率である。

所得税の税率の推移(イメージ図)

- 昭和61年当時の所得税は、10.5%～70%の15段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は88%。
- 現在は5%～40%の6段階の税率構造であり、個人住民税と合わせた最高税率は50%。

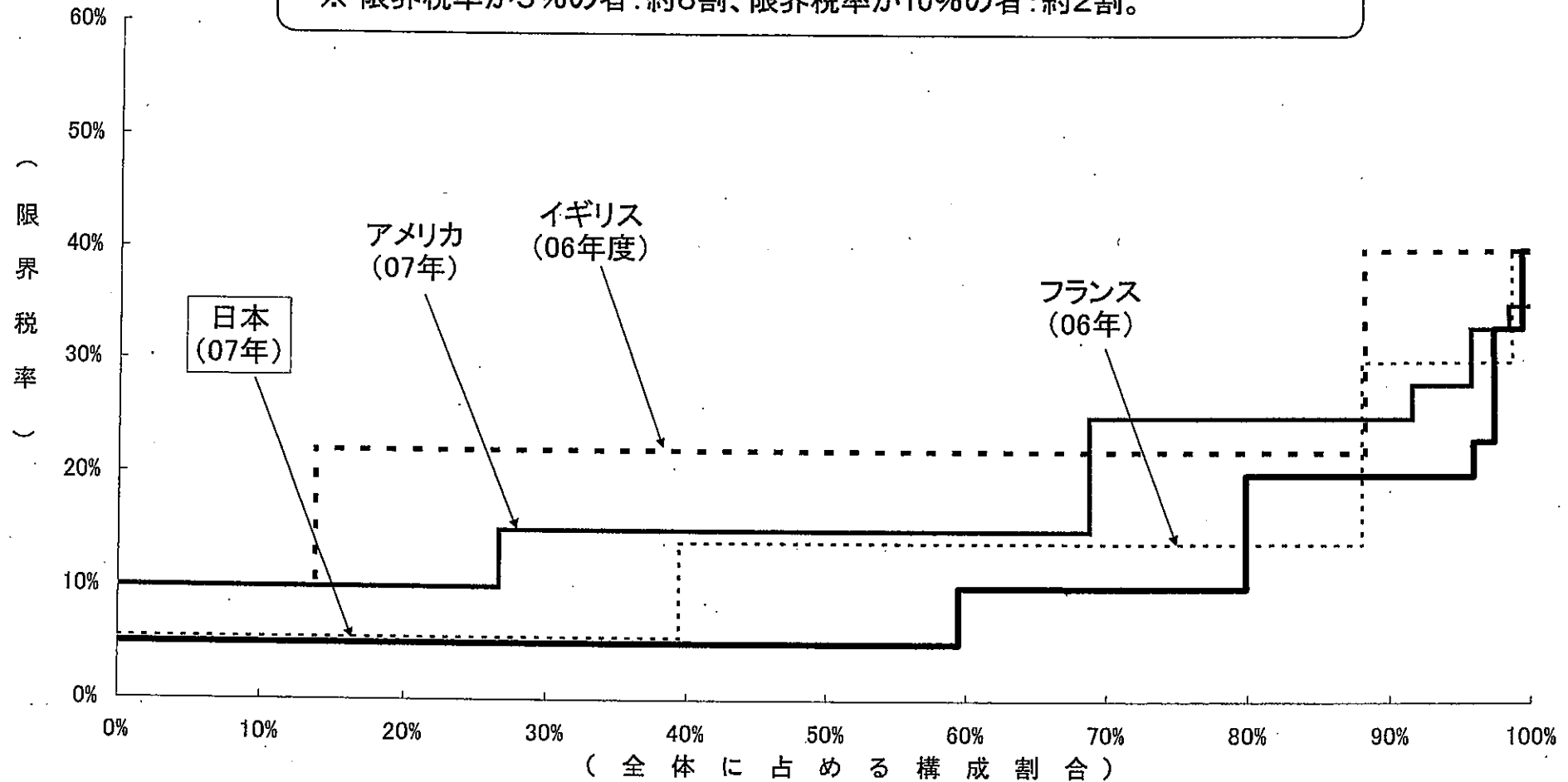


所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

未定稿

(2009年7月現在)

○我が国の納税者の約8割が限界税率10%以下。
※ 限界税率が5%の者:約6割、限界税率が10%の者:約2割。



- (注) 1. 日本のデータは、平成19年度予算ベースを基に推計したものである。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 3. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 4. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。
 このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

所得税の課税最低限(夫婦子2人(高校生、中学生)の給与所得者の場合)

専業主婦の場合

【所得税(現行)】

給 与 所 得 控 除 115.5万円	社 会 保 険 料 控 除 32.5万円	基 礎 控 除 38万円	特 定 扶 養 控 除 63万円	配 偶 者 控 除 38万円	扶 養 控 除 38万円
------------------------	-------------------------------	--------------------	------------------------	----------------------	--------------------

325.0万円

【参考:個人住民税(現行)】

給 与 所 得 控 除 99万円	社 会 保 険 料 控 除 27.0万円	基 礎 控 除 33万円	特 定 扶 養 控 除 45万円	配 偶 者 控 除 33万円	扶 養 控 除 33万円
---------------------	-------------------------------	--------------------	------------------------	----------------------	--------------------

270.0万円

共働きの場合

【所得税(現行)】

給 与 所 得 控 除 96.4万円	社 会 保 険 料 控 除 26.1万円	基 礎 控 除 38万円	特 定 扶 養 控 除 63万円	扶 養 控 除 38万円
-----------------------	-------------------------------	--------------------	------------------------	--------------------

261.6万円

【参考:個人住民税(現行)】

給 与 所 得 控 除 82.5万円	社 会 保 険 料 控 除 21.5万円	基 礎 控 除 33万円	特 定 扶 養 控 除 45万円	扶 養 控 除 33万円
-----------------------	-------------------------------	--------------------	------------------------	--------------------

215.0万円

所得税の課税最低限(夫婦子1人(小学生)の給与所得者の場合)

専業主婦の場合

【所得税(現行)】

給 与 所 得 控 除 84万円	社 会 保 険 料 控 除 22万円	基 礎 控 除 38万円	配 偶 者 控 除 38万円	扶 養 控 除 38万円
---------------------	-----------------------------	--------------------	----------------------	--------------------

220.0万円

【参考:個人住民税(現行)】

給 与 所 得 控 除 76.5万円	社 会 保 険 料 控 除 19.5万円	基 礎 控 除 33万円	配 偶 者 控 除 33万円	扶 養 控 除 33万円
-----------------------	-------------------------------	--------------------	----------------------	--------------------

195.0万円

共働きの場合

【所得税(現行)】

給 与 所 得 控 除 65万円	社 会 保 険 料 控 除 15.6万円	基 礎 控 除 38万円	扶 養 控 除 38万円
---------------------	-------------------------------	--------------------	--------------------

156.6万円

【参考:個人住民税(現行)】

給 与 所 得 控 除 65万円	社 会 保 険 料 控 除 14.5万円	基 礎 控 除 33万円	扶 養 控 除 33万円
---------------------	-------------------------------	--------------------	--------------------

145.5万円

所得税の課税最低限(夫婦のみの給与所得者の場合)

専業主婦の場合

【所得税(現行)】

給 与 所 得 控 除 65万円	社 会 保 険 料 控 除 15.6万円	基 礎 控 除 38万円	扶 養 控 除 38万円	156.6万円
---------------------	-------------------------------	--------------------	--------------------	---------

【参考:個人住民税(現行)】

給 与 所 得 控 除 65万円	社 会 保 険 料 控 除 14.5万円	基 礎 控 除 33万円	扶 養 控 除 33万円	145.5万円
---------------------	-------------------------------	--------------------	--------------------	---------

共働きの場合

【所得税(現行)】

給 与 所 得 控 除 65万円	社 会 保 険 料 控 除 11.4万円	基 礎 控 除 38万円	114.4万円
---------------------	-------------------------------	--------------------	---------

【参考:個人住民税(現行)】

給 与 所 得 控 除 65万円	社 会 保 険 料 控 除 10.8万円	基 礎 控 除 33万円	108.8万円
---------------------	-------------------------------	--------------------	---------

所得税の課税最低限(単身の給与所得者の場合)

【所得税(現行)】

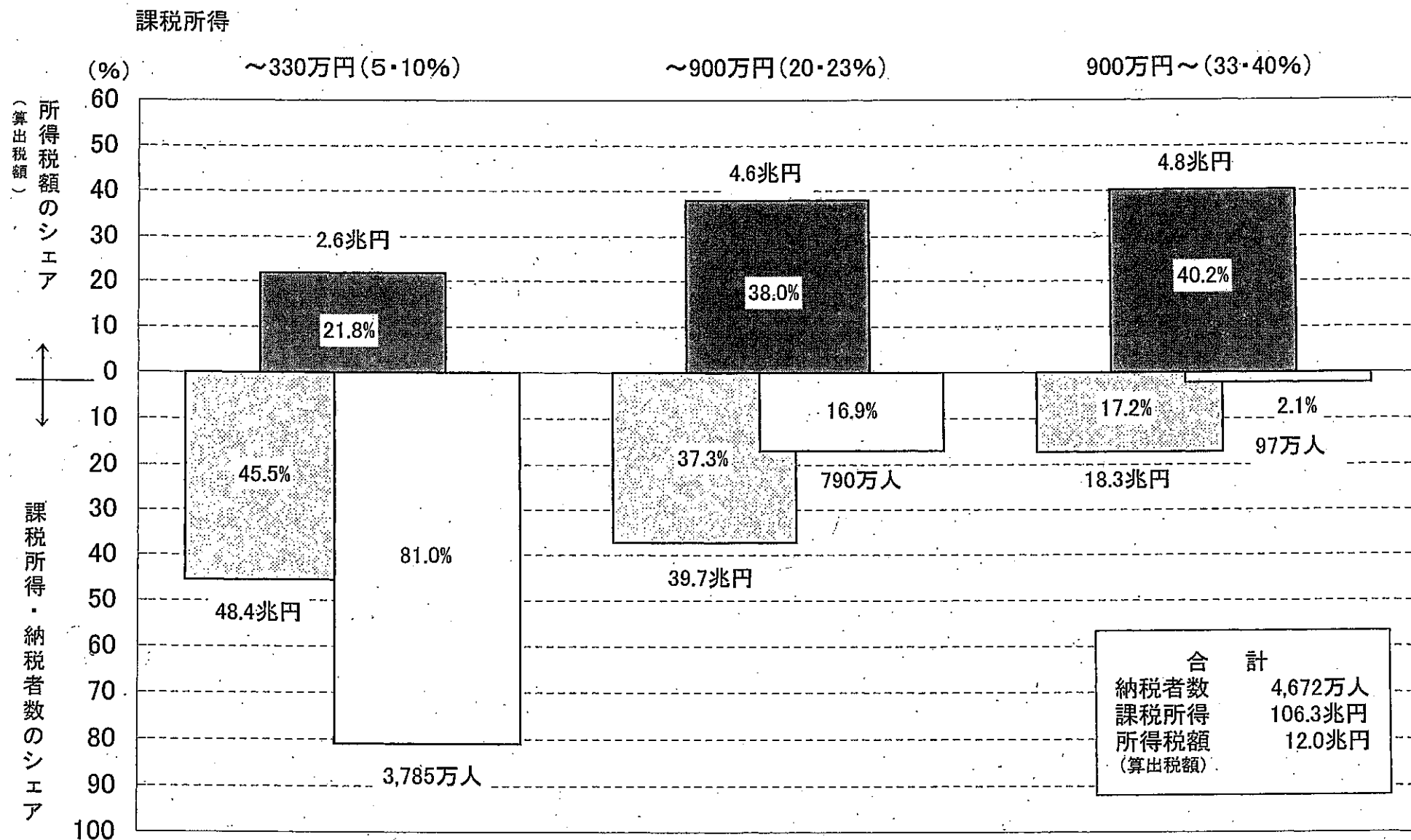
給 与 所 得 控 除 65万円	社 会 保 険 料 控 除 11.4万円	基 礎 控 除 38万円	114.4万円
---------------------	-------------------------------	--------------------	---------

【参考:個人住民税(現行)】

給 与 所 得 控 除 65万円	社 会 保 険 料 控 除 10.8万円	基 礎 控 除 33万円	108.8万円
---------------------	-------------------------------	--------------------	---------

所得税における課税所得階級別の納税者数等

未定稿



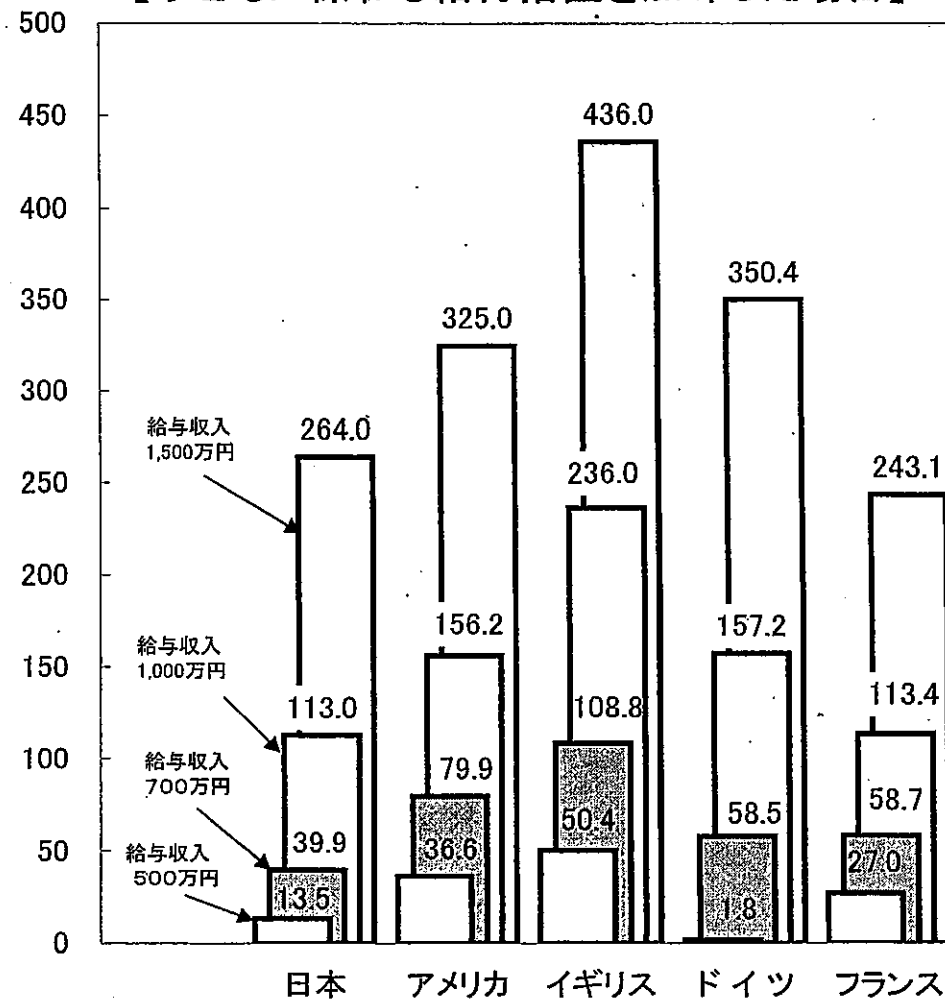
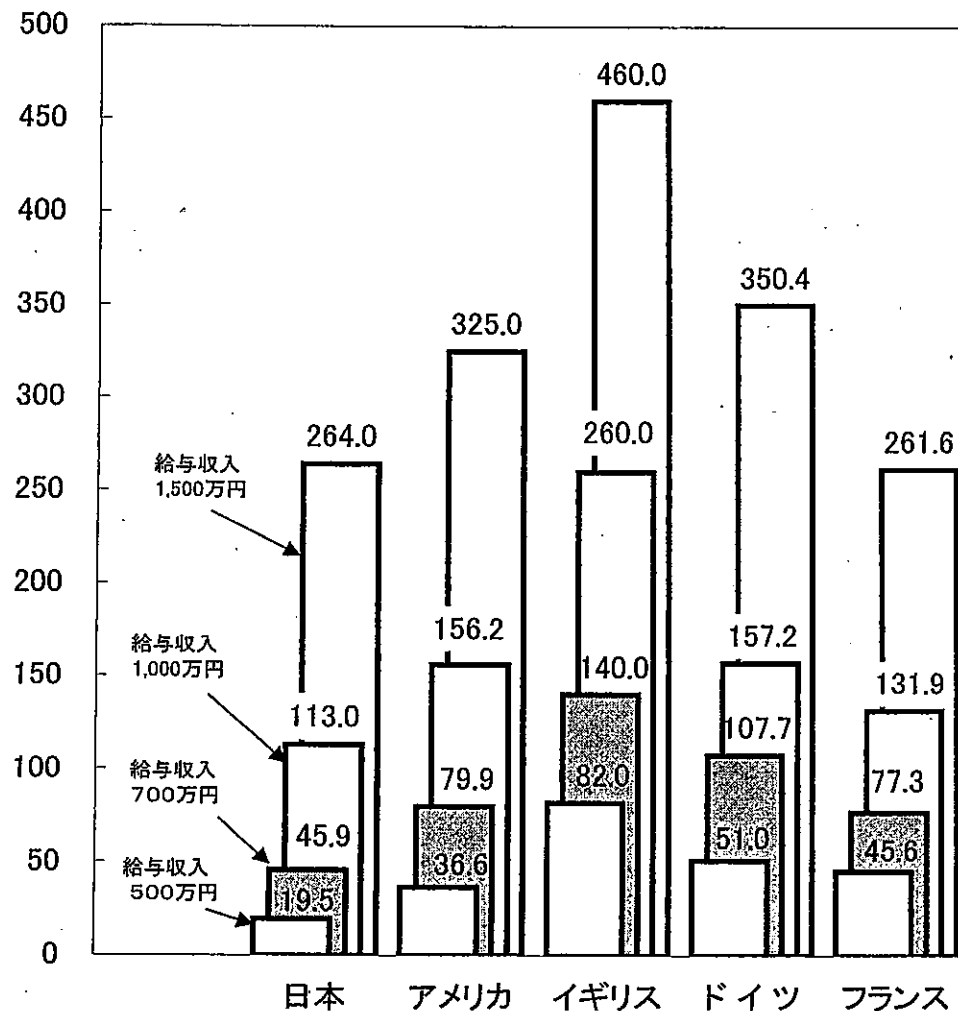
- (注) 1. 各計数は、平成21年度予算ベースの推計値である(総合課税に係るものであり、分離課税に係るものは含まれていない。)
2. 上記の各階級区分(①「～330万円」、②「～900万円」、③「900万円～」)は課税所得ベースのものであるが、これを仮に夫婦子2人(子のうち1人は特定扶養親族に該当)の場合の給与収入ベースで算出した場合、①「～785万円」、②「～1,430万円」、③「1,430万円～」となる。

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較(夫婦子2人(専業主婦))

(2009年7月現在)

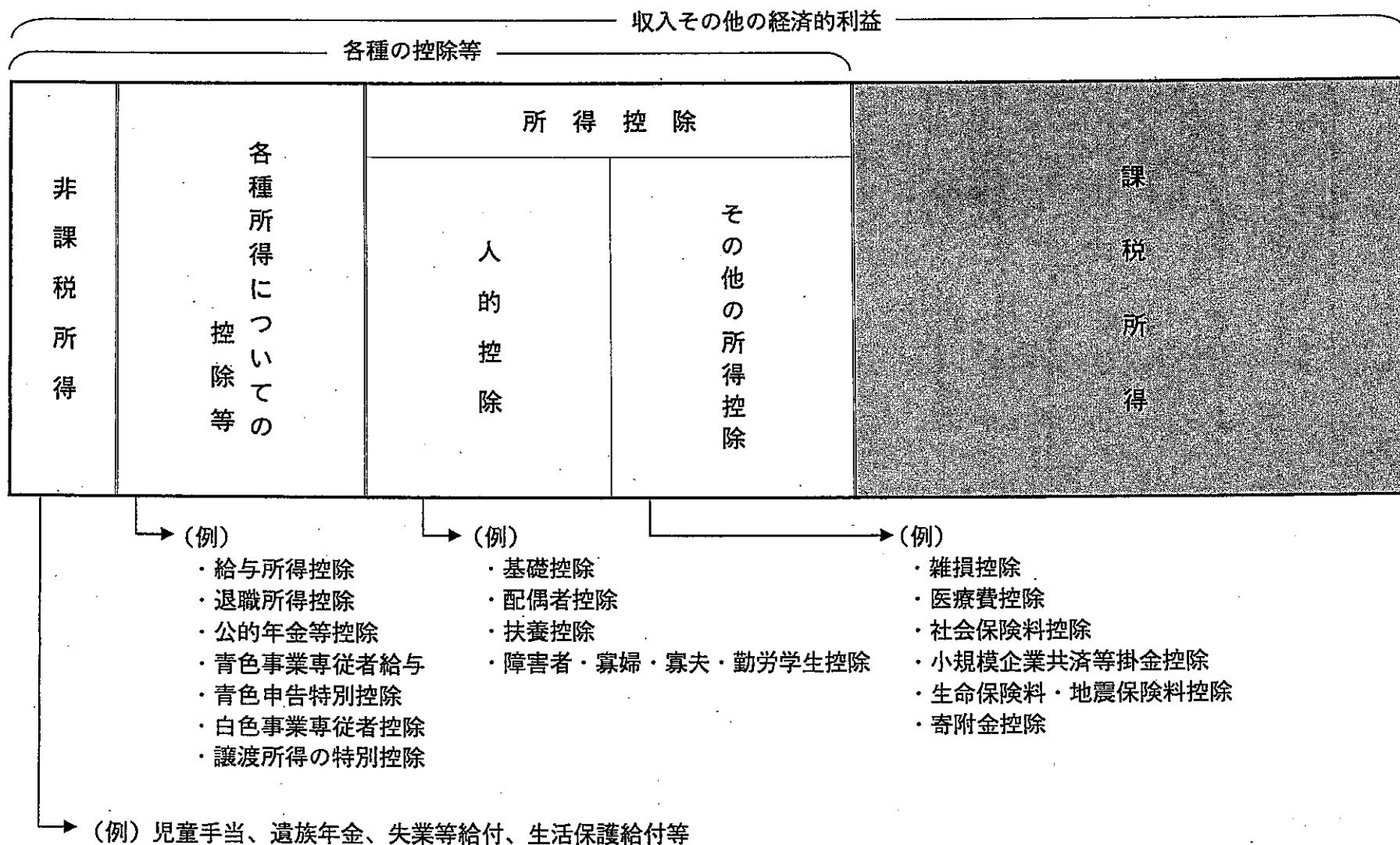
(単位:万円)

【子どもに係わる給付措置を加味した場合】



- (注) 1.個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。
 2.比較のためのモデルケースとして、子のうち一人が就学中の18歳として、もう一人が10歳として計算している。
 3.アメリカ及びドイツには、それぞれ児童税額控除及び児童控除が含まれている。
 4.子どもに係わる給付措置として、日本は児童手当を含めている。イギリスは、全額給付の児童税額控除・就労税額控除(税額控除額の算出にあたっては不可分のものとして計算)及び児童手当を含めている。フランスは家族手当、ドイツは児童手当を含めている。
 5.日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の所得税を採用している。
 6.邦貨換算レート:1ドル=95円、1ポンド=139円、1ユーロ=125円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成20年(2008年)12月から平成21年(2009年)5月までの間における実勢相場の平均値)。

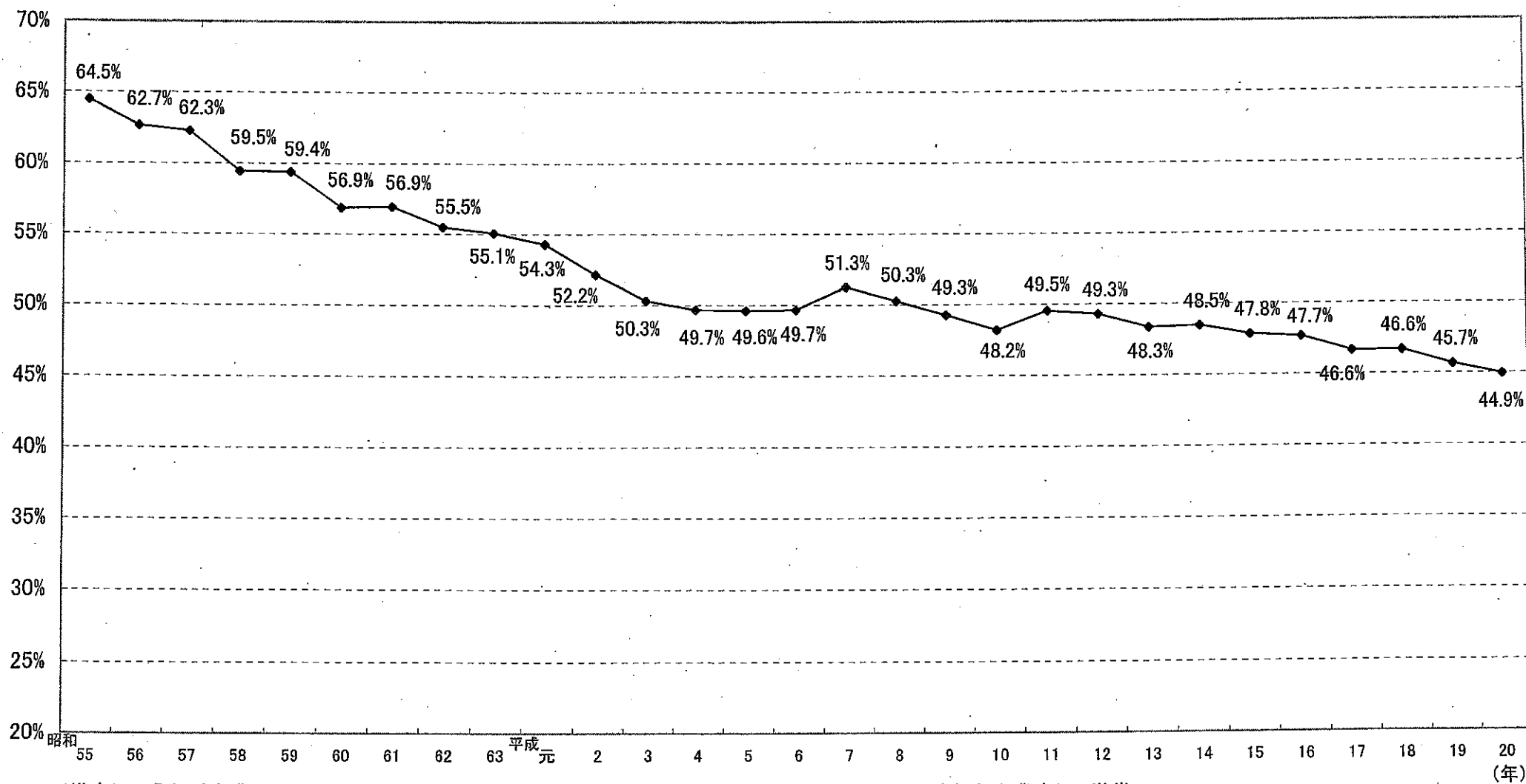
課税ベース（イメージ図）



その他の所得控除の概要

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) - 年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 10万円} \\ \text{② 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額 5万円) ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除 (最高限度額 5万円)
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除 (最高限度額 5万円)
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 5\text{千円} = \text{寄附金控除額}$

妻が専業主婦(非就業者)である雇用者／妻のいる雇用者



(備考) 1. 「妻が専業主婦である雇用者」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

2. 就業者から農林業、自営業主及び家族従業者は除いた。

(参考) 昭和34年の割合は69.4%(昭和34年10月「労働力調査臨時調査報告」)。(以降昭和55年まで該当データなし。)

(出所)「労働力調査特別調査」「労働調査」(総務省)により作成。

諸外国の税制を活用した給付措置について

諸外国においては、税制を活用した給付措置（いわゆる「給付付き税額控除制度」）がすでに実施されているところであり、その目的や仕組みは以下のとおり。

目的

- 子育て支援（アメリカ・イギリス・ドイツ・カナダ）
- 就労促進（アメリカ・イギリス・フランス・カナダ・オランダ・スウェーデン）
- 消費税の逆進性対策（カナダ）

仕組み

- 給付額について、まずは税額から控除し、税額から控除しきれない額を実際に給付するという仕組み（アメリカ・フランス・カナダ（就労促進））
- 低所得者に対しては給付を行い、中高所得者に対しては税負担軽減を行うという、給付又は税負担軽減のいずれか一方が適用される仕組み（ドイツ）
- 基本的には全額給付であるが、所得が一定額を超えると減額されることになる仕組み（イギリス・カナダ（子育て支援・消費税の逆進性対策））
- 税額及び社会保険料から控除し、原則、残額について給付を行わない仕組み（オランダ・スウェーデン）